

第3部 台風接近時等の減災対策

第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策

第1節 三重県版タイムラインについて

1 第3部について

三重県地域防災計画（風水害等対策編）では、災害発生が予測された時点で取る事前対策について、この「第3部 台風接近時等の減災対策」に記載し、災害発生後に取り組むべき対策については、「第4部 発災後の応急対策」及び「第5部 被災者支援・復旧対策」に記載している。

特に、三重県では、頻発化・激甚化する近年の風水害に対して、発災後を中心とした対策だけでは必ずしも十分ではなく、よりきめ細かな事前対策が求められる、との考え方から、「いつ」、「誰が」、「何を」すべきかを時系列ごとに整理した「三重県版タイムライン」を策定しており、その基本的な考え方をこの第3部「第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策」に整理している。

続いて、「三重県版タイムライン」に基づき実施する具体的な対策について、「第2章 災害対策本部機能の確保」、「第3章 避難誘導體制の確保」、「第4章 災害未然防止活動」において整理する。

2 「三重県版タイムライン」の基本的な考え方

発災前から予測できる台風に対して、事前対策から発災後の対策までを、「いつ、誰が、何をするか」をタイムラインの考え方により時系列で整理し、各段階で「抜け・漏れ・落ち」のない対策を講じることを目的とする。

また、県地方災害対策部では、三重県版タイムラインに準じて「地方部タイムライン」を策定し、一体的な災害対策を行う。

①想定される運用時間（いつ）

概ね台風到達5日前から1日後（原則、県災害対策本部廃止まで）

②運用主体（誰が）

「三重県版タイムライン」の運用主体は、県災害対策本部における各部隊と、各部隊が災害対応上関係する機関とする。

〔 総括部隊の例：県（総括部隊）、市町、消防本部、津地方気象台、国土交通省、警察本部、陸上自衛隊、海上保安庁 〕

③行動項目（何を）

県災害対策本部設置後の対策だけではなく、事前にすべき対策を洗い出し、その内容を行動項目として整理している。

④対象とする災害

本県に影響を及ぼす可能性がある台風

⑤タイムラインステージ

台風の接近状況や県災害対策本部の体制に準拠したタイムラインのステージを設定し、下記ステージごとに記載された行動項目に取り組む。

〔 タイムラインステージ1：発動
タイムラインステージ2：準備段階
タイムラインステージ3：早期警戒
タイムラインステージ4：行動
タイムラインステージ5：緊急対応
タイムラインステージ0：解除 〕

⑥ 「ゼロ・アワー」の設定

タイムラインに基づく活動は、台風上陸や台風接近の影響による大雨・暴風等が想定される時点を「ゼロ・アワー」として設定し、そこに至るまでに得られる「リードタイム」を生かして行う。限られた時間内で各運用主体が連携し、タイムラインに基づく行動項目を確実に実施していくためには、「ゼロ・アワー」を設定し、「ゼロ・アワー」から遡った時間として得られる「リードタイム」を明確にする必要がある。

この「リードタイム」を把握することにより、各運用主体がどのタイミングでどのような防災行動を実施するかを整理し、迅速かつ効率的な防災行動が可能となる。

3 市町タイムラインによる防災対策

関係機関として「三重県版タイムライン」の運用主体となる市町は、住民に対する情報提供や避難指示の発令等、住民一人ひとりの避難行動に対して大きな役割を担っている。そのため、より現場に近い立場で幅広い防災対策を担う市町においても、市町タイムラインを策定し、これに基づいて県と市町とが一体となった防災対策を行う。

第2節 三重県版タイムラインにおける事前行動項目

1 三重県版タイムラインにおける事前行動項目

(1) 各章の主な特徴

①第2章 災害対策本部機能の確保

本章では県の災害対策本部体制とその活動を主たる対策項目を記載する。

②第3章 避難誘導體制の確保

主に市町が主体となって取り組むべき対策として、市町の役割の比重が高くなる対策項目であり、県や防災関係機関においては、市町が行う対策への支援や情報収集が主要な対策項目となる。

③第4章 災害未然防止活動

本章では県管理施設及び設備にかかる事前防災・減災活動を主たる対策項目として記載しており、これらは、同様の施設等を抱える市町や防災関係機関においても共通する対策であることから、県と市町で類似する項目が多いものと考えられる。

(2) 三重県版タイムラインにおける事前行動項目

【第2章 災害対策本部機能の確保】

(第1節 準備・警戒体制の確保 関連項目)

①タイムライン適用判断・進捗管理

本県では、主に気象警報の発表に基づき、災害対策本部を設置し、防災活動を行うが、本県に影響を及ぼす可能性のある台風が発生した場合は、災害対策本部を設置する前から、タイムラインの行動項目に基づき、事前対策を実施する必要がある。

このため、まずタイムラインを適用するかどうかの判断や、タイムラインに記載した行動項目の進捗管理、また各運用主体間で緊密な連携を図ることを目的とした行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「タイムライン発動」(総括部隊)
- ・「タイムライン(TL)ステージ移行の検討」(全部隊)
- ・「タイムライン進捗管理」(全部隊)

②ゼロ・アワーの設定

気象情報や水位情報等をふまえ、台風上陸や台風接近の影響による大雨・暴風等が想定される時点「ゼロ・アワー」として設定し、各運用主体が「ゼロ・アワー」から遡った時間として得られる「リードタイム」を基に、迅速かつ効率的な防災行動を実施することを狙いとして、これら「ゼロ・アワー」の設定に関する行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「ゼロ・アワー検討時期の判断」(総括部隊)
- ・「災害情報の分析(ゼロ・アワー)の設定」(総括部隊)

(第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 関連項目)

①台風・気象情報等の整理・情報提供

タイムラインを実施するためには、台風や気象情報、早期注意情報(警報級の可能性)等の様々な情報を収集し、本県に被害を及ぼす可能性を整理・分析する必要があることから、早期の段階から津地方気象台等との連携を図り、また、これらの情報を各運用主体間で共有することを目的とした行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「台風、気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）等の情報収集」（総括部隊）
- ・「台風進路、気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）等の情報共有」（総括部隊）
- ・「県内各港の体制状況の情報共有」（総括部隊）

【第3章 避難誘導體制の確保】

（第1節 避難所の確保及び早期避難の促進 関連項目）

①住民の早期避難に向けた支援

災害の発生が差し迫った状況下や、夜間における避難は危険が伴うことから、住民等が余裕を持って安全に避難できるよう、状況に応じた早期の避難を促すための対策を講じる必要がある。

よって、避難所開設の準備や、避難指示等、避難情報の発令の判断などが迅速かつ効率的に実施できるよう、市町の防災・減災活動に資する行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「緊急派遣チームの派遣判断」（総括部隊）
- ・「災害情報の分析（ゼロ・アワーの設定）」（総括部隊）
- ・「SNS及び防災アプリを活用した県民への防災気象情報の提供」（総括部隊）

②避難所指定されている県有施設の事前対策の確認

各市町の避難所に指定されている県有施設について、避難所の開設が想定される場合における事前対策の確認を行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「避難所指定県有施設の事前対策の確認」（被災者支援部隊ほか）

（第2節 避難行動要支援者・要配慮者の保護 関連項目）

①避難行動要支援者への情報伝達・早期避難支援体制

避難行動に時間を要するおそれのある避難行動要支援者については、特に早い段階で避難を実施し、安全を確保することが求められることから、早期避難を促すための多様な手段を用いた情報伝達等を効果的に進めるための県の支援について、行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「避難行動要支援者の避難状況の把握」（被災者支援部隊）
- ・「避難が必要な要配慮者関連施設利用者の受入調整支援」（被災者支援部隊）

（第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保 関連項目）

①学校・園における児童生徒等の事前の安全確保にかかる対策

台風の接近が予想される場合等、気象警報が発表される前の段階において対応すべき、学校・園における児童生徒等の安全確保のために必要な情報収集や措置等について、行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「休校措置状況等の把握・情報提供」（被災者支援部隊）
- ・「私立学校・園の管理者への安全確保の働きかけ」（被災者支援部隊）

【第4章 災害未然防止活動】

（第1節 公共施設の災害未然防止体制の確保 関連項目）

①タイムライン発動に伴う被害未然防止・安全確保対策

タイムライン発動に伴い、台風接近前までのリードタイムを生かした、各運用主体が管理する公共施設で行うべき被害未然防止対策や、関係施設への安全確保対策に資する行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「台風接近に伴う中止または延期するイベントの検討」(全部隊)
- ・「県有施設における被害未然防止対策の依頼」(全部隊)
- ・「関係施設への安全確保の周知依頼」(全部隊)

②道路の要注意箇所・区域等の事前対策

河川氾濫や土砂災害による通行支障が生じることが想定される道路や、内水氾濫による冠水が想定されるアンダーパス等について、発災前の点検や応急措置を行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「道路の要注意箇所(アンダーパス等)・区域等の事前点検」(社会基盤対策部隊)

③社会基盤施設の被災箇所確認・応急対策

災害発生に備え、被災箇所の確認や応急補修、通行止め等の応急対策を迅速に行うための事前の準備体制について、行動項目として整理している。

また、応急対策に必要な資機材等の事前の在庫確認や調達のあるり方について、行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「施設被災状況確認の体制準備・資機材の在庫確認」(社会基盤対策部隊)

④水道・下水道・工業用水道施設(県管理)の要注意箇所等の台風接近前対策

台風接近前のパトロールにより、各施設の異常の有無を確認し、必要に応じて防災対策等を行う体制などについて、行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「水道・下水道・工業用水道施設(県管理)の台風接近前対策」(社会基盤対策部隊)

⑤ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の事前対策

災害発生に備え、ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の正常な動作を担保するための事前点検・確認体制等について、行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「ダム・せき・水門・樋門・排水機場の事前対策」(社会基盤対策部隊)

⑥施工中工事現場等での安全確保対策

県が実施する施工中の建設工事現場等において、大雨や暴風による作業員や構造物等の被害を防止するため、現場作業の中断や構造物の被害防止等、事前の安全確保対策について、行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「施工中工事現場等での安全確保対策」(社会基盤対策部隊)

(第2節 水防活動体制の確保 関連項目)

①雨量計・水位計の動作状況の事前確認等

水防活動における重要な指標となる雨量情報、河川水位情報を正確に計測するため、県が管理する雨量計・水位計の動作状況等、事前の確認体制について、行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「雨量計・水位計の動作状況の事前確認」(社会基盤対策部隊)

(第3節 県民・企業等による安全確保 関連項目)

① 「防災みえ. jp」や「SNS」、「防災アプリ」を活用した防災気象情報の提供など

台風情報や気象情報等の防災気象情報について、県民に注意喚起し早期の避難行動を促すため、「防災みえ. jp」や「SNS」、「防災アプリ」を活用して情報発信する行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「防災情報プラットフォームの運用」(総括部隊)
- ・「SNS及び防災アプリを活用した県民への防災気象情報の提供」(総括部隊)

第2章 災害対策本部機能の確保

第1節 準備・警戒体制の確保(接近1)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）
地方部（総括班）

第1項 活動方針

○ 配備体制に応じて、県災対本部を設置し、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う体制を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害対策のための準備体制	総括部隊(総括班) 地方部(総括班)	配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等(津地方気象台)
県災対本部(警戒体制)の設置	総括部隊(総括班、情報班、派遣班)	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(津地方気象台)
地方部(警戒体制)の設置	地方部(総括班)	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(津地方気象台)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害対策のための準備体制（総括部隊<総括班>、地方部<総括班>）

(1) 準備体制による職員配備

大雨注意報等の注意すべき気象情報が発表された場合、県災対本部及び地方部を速やかに設置できるよう、配備基準（「県の配備基準及び災対本部の概要 1 災害対策のための配備体制」参照）に基づく「準備体制」として、必要な職員を配備する。

(2) 気象情報・予警報等の収集・伝達

「準備体制」の配備要員は、津地方気象台から配信される気象警報、注意報等の気象情報の内容および気象情報配信システムによる地方部、市町への配信を確認するとともに、テレビやインターネット等、多様な手段による気象情報の収集に努める。

(3) 臨時庁議等の開催

台風接近等に備え、県組織の態勢整備、情報共有等を図ることを目的として、必要に応じて、臨時庁議又は連絡会議を開催する。

(4) 警戒体制への移行

大雨警報等の警戒すべき気象情報が発表された場合、「初動体制（防災宿日直）マニュアル」の

定める配備対象者への連絡等を行うとともに、配備基準（「県の配備基準及び災対本部の概要 1 災害対策のための配備体制」参照）に基づく「警戒体制」へ移行し県災対本部を設置する。

2 県災対本部（警戒体制）の設置

(1) 警戒体制による職員配備（総括部隊＜総括班＞）

災害予防及び災害応急対策活動を実施するため、配備基準（「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制」参照）に従い「警戒体制」要員としての職員を配備し、県災対本部を設置する。

(2) 気象情報・予警報等の収集・伝達（総括部隊＜情報班＞）

「第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 <県が実施する対策> 1 気象情報・予警報の収集・伝達」に基づき、台風・気象情報等に関する情報の収集や気象予警報等の伝達、情報提供等を行う。

(3) 被害情報等の収集・とりまとめ（総括部隊＜情報班＞）

「第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 <県が実施する対策> 4 被害情報等の収集・とりまとめ」に基づき、地方部を通じ市町から被害情報等を収集するとともに、とりまとめを行う。

(4) 本部会議等の開催（総括部隊＜総括班＞）

本部長の指示の共有や災害対策統括会議において決定された方針等の承認、緊急処理事案の検討結果についての全庁的な情報共有等が必要と認められる場合、本部会議（「県の配備基準及び災対本部の概要 4 県災対本部（本庁）の概要」参照）又は災害対策統括会議を開催する。

(5) 緊急派遣チームによる市町災対本部活動支援等（総括部隊＜派遣班、情報班＞）

気象状況の推移により、災害対策活動が困難になる等のおそれが認められる市町に対し、あらかじめ緊急派遣チーム（「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 4 県災対本部（本庁）の概要」参照）を派遣し、情報収集及び市町災害対策本部支援にあたらせる。

3 地方部（警戒体制）の設置（地方部＜総括部隊＞）

(1) 警戒体制による職員配備

災害予防及び災害応急対策活動を実施するため、配備基準「県の配備基準及び災対本部の概要 1 災害対策のための配備体制」参照）に従い「警戒体制」要員としての職員を配備し、地方部を設置する。

(2) 被害情報等の収集・とりまとめ

「第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 <県が実施する対策> 4 被害情報等の収集・とりまとめ」に基づき、市町から被害情報等を収集するとともに、県災対本部への報告を行う。

(3) 地方部調整会議の開催

地方統括部の編成や地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等が必要と認められる場合、地方部調整会議（「県の配備基準及び災対本部の概要 5 地方部の概要」参照）を開催する。

(4) 地方部員会議の開催

本部長の指示の共有や地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有等が必要と認められる場合、地方部員会議（「県の配備基準及び災対本部の概要 5 地方部の概要」参照）を開催する。

(5) 先遣隊による情報収集等

地方部（総括班）は、気象状況の推移により、管内市町から情報を収集できない場合又は情報を収集できなくなるおそれがある場合に、緊急派遣チームの派遣を判断するための情報が不足している、派遣するいとまがない、緊急派遣チームの市町への到達が困難等の状況下で、管内市町へ先遣隊として職員を派遣し、市町災害対策本部の対応状況の把握、県災害対策本部への報告を行う。

【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】

1 タイムライン適用判断・進捗管理

本県では、主に気象警報の発表に基づき、災害対策本部を設置し、防災活動を行うが、本県に影響を及ぼす可能性のある台風が発生した場合は、災害対策本部を設置する前から、タイムラインの行動項目に基づき、事前対策を実施する必要がある。

このため、まずタイムラインを適用するかどうかの判断や、タイムラインに記載した行動項目の進捗管理、また各運用主体間で緊密な連携を図ることを目的とした行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「タイムライン発動」（総括部隊）
- ・「タイムライン（TL）ステージ移行の検討」（全部隊）
- ・「タイムライン進捗管理」（全部隊）

2 ゼロ・アワーの設定

気象情報や水位情報等をふまえ、台風上陸や台風接近の影響による大雨・暴風等が想定される時点を「ゼロ・アワー」として設定し、各運用主体が「ゼロ・アワー」から遡った時間として得られる「リードタイム」を基に、迅速かつ効率的な防災行動を実施することを狙いとして、これら「ゼロ・アワー」の設定に関する行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「ゼロ・アワー検討時期の判断」（総括部隊）
- ・「災害情報の分析（ゼロ・アワーの設定）」（総括部隊）

■市町が実施する対策

1 市町の活動体制

市町の地域に災害発生のおそれがある場合は、市町災害対策本部を設置し、災害対策活動を実施する。

また、管轄する地域の多い市町においては、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地域毎の災害対策本部の設置についても、市町の実状をふまえ検討するとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意し、さらに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。

(1) 市町災害対策組織の確立

次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。

- ① 配備基準（参集基準）
- ② 組織体制
- ③ 組織内の事務分掌

④職員動員伝達系統

(2) 県緊急派遣チームとの連携

県災対本部から緊急派遣チーム要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 市町の活動体制

(2) その他必要な事項

■その他防災関係機関が実施する対策

＜国の実施する対策＞

1 特定災害対策本部の設置

災害が発生し、または発生するおそれがあり、その規模が非常災害に該当するに至らない場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると内閣総理大臣が認めたときは、内閣府に特定災害対策本部が設置される。

特定災害対策本部は、防災担当大臣その他の国务大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。

2 非常災害対策本部の設置

非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると内閣総理大臣が認めたときは、内閣府に非常災害対策本部が設置される。

非常災害対策本部は、原則として内閣総理大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。

なお、当該災害に係る特定災害対策本部が既に設置されている場合は、当該特定災害対策本部は廃止され、非常災害対策本部がその所掌事務を承継する。

3 緊急災害対策本部の設置

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、閣議にかけて内閣府に緊急災害対策本部が設置される。

緊急災害対策本部は、原則として内閣総理大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。

なお、当該災害に係る特定災害対策本部または非常災害対策本部が既に設置されている場合は、当該対策本部は廃止され、緊急災害対策本部がその所掌事務を承継する。

＜その他の防災関係機関が実施する対策＞

1 活動体制の整備

県内に災害発生のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織

第3部 台風接近時等の減災対策
第2章 災害対策本部機能の確保

を整備して自らの活動を実施するとともに、県、市町及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

■県の配備基準及び災対本部の概要

1 災害対策のための配備体制

(新たな防災気象情報が運用開始されるまで)

体制(※1)	準備体制	警戒体制	非常体制
配備基準	<p>1 波浪警報が県内に発表されたとき。</p> <p>2 大雨、洪水、高潮注意報のいずれかが県内に発表されたとき。</p> <p>3 その他異常な原因による災害等が発生したとき。</p>	<p>1 次の警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。</p> <p>(1) 暴風、暴風雪警報</p> <p>(2) 大雨、大雪警報</p> <p>(3) 洪水警報</p> <p>(4) 高潮警報</p> <p>2 次の特別警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。</p> <p>(1) 暴風、暴風雪特別警報</p> <p>(2) 大雨、大雪特別警報</p> <p>(3) 波浪特別警報</p> <p>(4) 高潮特別警報</p> <p>3 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで知事が必要と認めるとき。</p>	<p>1 県内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象もしくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、知事が必要と認めるとき。</p>
本部設置	—	県災対本部設置	県災対本部設置
配備要員(※2)	各組織の配備計画による	各組織の配備計画による	全職員
業務	必要に応じ、速やかに警戒体制に移行するための情報連絡活動等を円滑に行う。	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合に、所掌する応急対策を迅速的確に行う。	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合に、県の総力をあげて応急対策活動にあたる。

(新たな防災気象情報が運用開始された以降)

体制(※1)	準備体制	警戒体制	非常体制
配備基準	<p>1 波浪警報が県内に発表されたとき。</p> <p>2 レベル2大雨、氾濫、土砂災害、高潮注意報のいずれかが県内に発表されたとき。</p> <p>3 その他異常な原因による災害等が</p>	<p>1 次の警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。</p> <p>(1) 暴風、暴風雪警報</p> <p>(2) 大雪警報</p> <p>(3) レベル3大雨警報</p> <p>(4) レベル3氾濫警報</p> <p>(5) レベル3土砂災害警報</p> <p>(6) レベル3高潮警報</p> <p>2 次の危険警報のうち、いずれかが県</p>	<p>1 県内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象もしくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、知事が必要と認めるとき。</p>

	発生したとき。	<p>内に発表されたとき。</p> <p>(1) レベル4大雨危険警報</p> <p>(2) レベル4氾濫危険警報</p> <p>(3) レベル4土砂災害危険警報</p> <p>(4) レベル4高潮危険警報</p> <p>3 次の特別警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。</p> <p>(1) 暴風、暴風雪特別警報</p> <p>(2) 大雪特別警報</p> <p>(3) 波浪特別警報</p> <p>(4) レベル5大雨特別警報</p> <p>(5) レベル5氾濫特別警報</p> <p>(6) レベル5土砂災害特別警報</p> <p>(7) レベル5高潮特別警報</p> <p>3 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで知事が必要と認めたとき。</p>	
本部設置	—	県災対本部設置	県災対本部設置
配備要員(※2)	各組織の配備計画による	各組織の配備計画による	全職員
業務	必要に応じ、速やかに警戒体制に移行するための情報連絡活動等を円滑に行う。	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合に、所掌する応急対策を迅速的確に行う。	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合に、県の総力をあげて応急対策活動にあたる。

※1 災害の規模及び地域性等を考慮して、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変に判断し迅速に配備体制を整える。

※2 各部局等（警察本部を除く）は、配備基準に基づき、所管の班ごとに、配備計画をたてる。

※3 警察本部の配備基準及び具体的運用等については、「三重県警察災害警備計画」及び「三重県警察災害警備本部の設置等に関する要綱」に基づき実施するものとする。

2 職員の参集

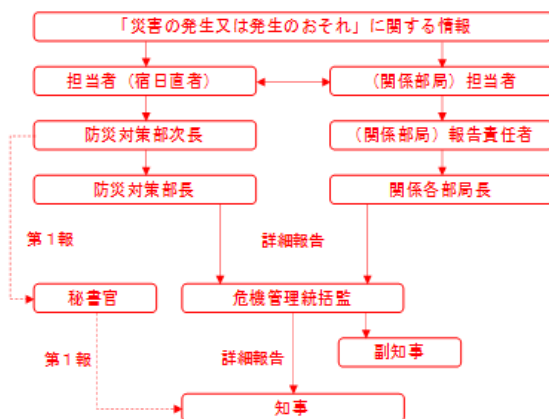
職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次のとおり参集する。

準備体制・警戒体制	非常体制
<p>各班の配備計画により参集が必要な職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、すすんで所属の各部局等と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。</p>	<p>全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、連絡を待たずに、自ら所属機関へ参集する（第1参集場所）。交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、下記に定める順により最寄りの県の機関へ参集する。交通途絶時の各人の参集場所については、平常時から各班において把握しておくこととする。ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に県災対本部に参加するものとする。</p> <p>[非常体制時参集場所]</p> <p>（第2参集場所） 自己の業務に関係のある最寄りの県の機関</p> <p>（第3参集場所） 最寄りの県総合庁舎の総括班等</p> <p>（第4参集場所） その他の最寄りの県の機関（県立学校を含む）</p> <p>なお、緊急初動対策要員は所属部所に関係なくあらかじめ指定された各県庁舎の県災対本部及び各地方部の総括班に参集するものとする。</p>

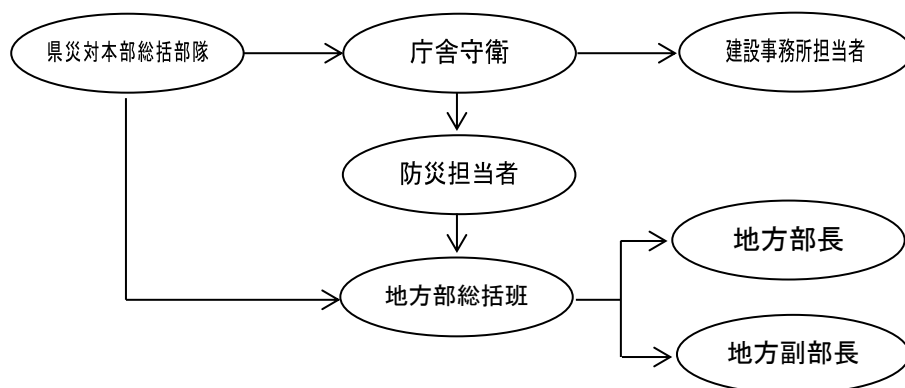
3 幹部職員への連絡系統

災害の発生又は発生のおそれを覚知した場合における知事等幹部職員への第1報等の連絡系統は、以下のとおりとする。

【県災対本部】



【地方部（標準例）】 ※各地方部の連絡系統は、それぞれの地方部において定める



4 県災対本部（本庁）の概要

名称	三重県災害対策本部（県災対本部）			
本部長	知事			
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。			
設置場所		本部会議	災害対策統括部 オペレーションルーム	
	警戒体制	プレゼンテーションルーム	オペレーションルーム (防災対策部内)	
	非常体制	プレゼンテーションルーム	オペレーションルーム (防災対策部内)	
		プレゼンテーションルーム		
※不測の事態により県庁行政棟が利用できない場合、又は応援職員の増加に伴い執務スペースが不足する場合、講堂内にスペースと機能を確保する。				
	施設名	所在地	代替施設名	所在地
	三重県庁行政棟	津市広明町13	三重県庁講堂棟	津市広明町13
設置基準	「県の配備基準及び災対本部の概要 1 災害対策のための配備体制」で定める基準による。			
廃止基準	県の地域内に災害の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。			
組織	別図1及び別表1参照			
活動	被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。 1 本部会議又は災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞） 本部長、副本部長、本部員（災害対策統轄会議の場合は関係する本部員）により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。 ① 本部長の指示の共有及び対応方針等の承認			

	<p>② 緊急処理事案の検討結果についての全庁的な情報共有</p> <p>2 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊＜総括班＞・各部隊） 県災対本部は、広域防災拠点等主要活動拠点における活動が必要と判断した場合、各部隊は三重県広域受援計画等に基づき、活動に必要な拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、SCU、その他拠点）の被災状況の確認・機能確保調整を行うとともに、事前に定めた拠点が被災等によって利用できない場合は、他施設の利用について他部隊等と調整する。 また、三重県広域受援計画等に定めのない拠点や他機関から県有施設等の使用の要請があった場合は、総括部隊は被災状況をふまえて災害応急対策の内容に応じた拠点等の調整を行う。</p> <p>3 緊急派遣チームによる市町災対本部活動支援等（総括部隊＜派遣班＞） 県災対本部は、災害の状況により必要に応じて、緊急派遣チームを組織し、市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。</p> <p>4 災害対策統括部調整会議の開催（総括部隊＜総括班＞） 総括班長は、災害の状況や各班長等の要請に応じて、全班長又は関係する部隊の班長等を招集し、災害対策本部内の災害対応に係る情報の共有、各部隊・班の間の調整を行う。</p>
所掌事務	三重県災害対策本部運営要領の定めるところによる。（別表2参照）
事務局	災害対策統括部（編成については、別表2参照。）
その他	<p>1 県災対本部長は、風水害等被害により石油コンビナート災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった運用を行う。</p> <p>2 県災対本部が設置されたとき、次の組織は包括される。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県水防本部（水防法に基づく） ・ 三重県水道災害対策本部（三重県水道災害広域応援協定に基づく） ・ 三重県災害廃棄物処理対策本部（三重県災害廃棄物処理応援協定に基づく） </div> <p>3 国の非常（緊急、特定）災害現地対策本部が設置された場合には、当該対策本部と連絡調整を図る。</p>

5 地方部の概要

名称	三重県地方災害対策部（地方部）
地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長
地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する者

設置場所	施設名	所在地	代替施設名	所在地
	桑名庁舎	桑名市中央町 5丁目71	三重県工業研究所金属研究室	桑名市大字志知 字西山208
	四日市庁舎	四日市市新正 4丁目21-5	三重県広域防災拠点（北勢拠点）	四日市市中村町 2281-2
	鈴鹿庁舎	鈴鹿市西条 5丁目117	三重県消防学校	鈴鹿市石薬師町 452
	津庁舎	津市桜橋 3丁目446-34	公衆衛生学院	津市夢が丘 1丁目1-17
	松阪庁舎	松阪市高町138	三重県農業大学校	松阪市嬉野川北町 530
	伊勢庁舎	伊勢市勢田町 628-2	三重県伊勢庁舎別館	伊勢市勢田町 628-2
	伊賀庁舎	伊賀市四十九町 2802	三重県広域防災拠点（伊賀拠点）	伊賀市荒木1856
	尾鷲庁舎	尾鷲市坂場西町 1番1号	三重県広域防災拠点（東紀州〔紀北〕拠点）	尾鷲市光ヶ丘 28-61
	熊野庁舎	熊野市井戸町371	三重県広域防災拠点（東紀州〔紀南〕拠点）	熊野市久生屋町 1330-2
設置基準	「県の配備基準及び災対本部の概要 1 災害対策のための配備体制」で定める基準による。			
廃止基準	所管区域に災害の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。			
組織	別図2及び別表3に準じて、各三重県災害対策本部地方災害対策部運営要領の定めるところによる。			
活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。なお、必要に応じて、県災害対策本部が実施する活動の支援を行う。</p> <p>1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。</p> <p>① 地方統括部の編成 ② 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等</p> <p>2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。</p> <p>① 本部長指示の共有 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有</p>			

	<p>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて拠点施設の被災状況を県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。</p> <p>4 先遣隊による情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況等により県災対本部から緊急派遣チームの派遣が困難な状況等においては、地方部長の判断に基づいて、管内市町へ先遣隊を派遣し、市町災害対策本部の対応状況の把握、県災害対策本部への報告を行う。</p>
所掌事務	別表4に準じて、各三重県災害対策本部地方災害対策部運営要領の定めるところによる。
事務局	地方統括部
その他	<p>1 地方部の所管区域は、地域防災総合事務所（地域活性化局）の所管区域とする。 ただし、水道事務所、一部の保健所等のように、平時の所管区域が地方部の所管区域と異なる事務所については、平時の所管区域を尊重し、必要に応じ、地方部・事務所間で情報共有を行う。</p> <p>2 地方部の配備体制、職員の参集、幹部職員への連絡系統等については、県災対本部（本庁）の基準等に準じ、地域特性、機関の規模及び任務に即応した体制を整える。</p>

6 現地本部の概要

名称	三重県現地災害対策本部（現地本部）
現地本部長	副本部長、本部員及び地方部長の中から知事が指名する者
設置場所	被災した市町を所管する地方部
設置基準	県の地域内に局地的な激甚災害が発生し、知事が現地での指揮の必要性を認めるとき
廃止基準	当該地域の応急対策が完了したと認められたとき
組織	別図3及び別表5参照
活動	被災地において知事の特命事項を処理し、地方部長の協力を得て、各防災機関との連絡調整にあたる。

7 職員の健康管理（総括部隊＜総務班＞）

(1) 連続勤務の制限

各部局及び各事務所等の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交代で休暇を与えるなど適切な措置を講じなければならない。

(2) こころのケア

災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るための措置をとる。

8 職員の安否確認と動員（各部隊）

職員の安否確認は、各所属でとりまとめた後、総務部人事課で県庁全体をとりまとめる。

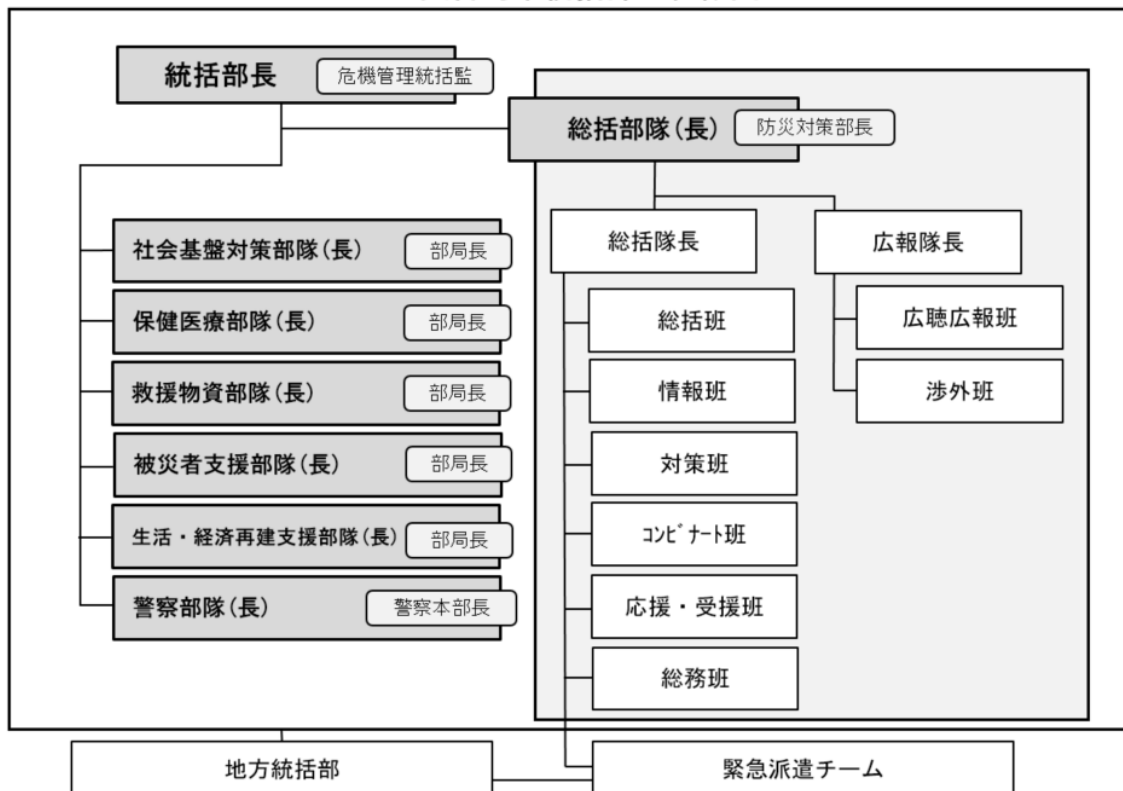
また、災害対策活動を実施するにあたり、県災対本部と地方部の間で職員の動員が必要な場合は、別に定める様式により文書で総務部長に要請する。

ただし、緊急の場合においては電話連絡等適宜の方法により要請できる。

【別図1】三重県災害対策本部 組織図



災害対策統括部 組織図



【別表1】災害対策本部の組織

名称	説明
本部長	知事
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。
本部員	危機管理統括監、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長
各部局等	各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示をふまえ、所掌事務に係る業務を遂行する。
災害対策統括部	<p>県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事的意思決定を支援する。</p> <p>また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害対策統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。</p> <p>なお、部隊の立ち上げは、災害の規模や災害応急対策活動の内容に応じて、必要な部隊を立ち上げる。</p>
防災関係機関	<p>県災対本部は非常体制をとった場合等必要と認められる場合には、次の関係機関に対して、県災対本部への参加を要請する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第四管区海上保安本部 ・ 中部地方整備局 ・ 津地方気象台 ・ NTT 西日本株式会社三重支店 ・ 中部電力パワーグリッド株式会社三重支社 ・ 東邦ガス株式会社 ・ 公益社団法人三重県医師会 ・ 一般社団法人三重県トラック協会 ・ 日本水道協会三重県支部 ・ 陸上自衛隊第33普通科連隊 ・ 東海農政局 ・ 消防機関の代表 ・ 日本赤十字社三重県支部 ・ 中日本高速道路株式会社 ・ みえ災害ボランティア支援センター <p style="text-align: right;">ほか</p> </div> <p>この場合、上記機関は迅速に県災対本部に参加する。</p>
本部会議	本部長、副本部長、本部員により構成される。
災害対策統括会議	本部長、災害対策統括部長、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長また、必要に応じ関係部隊長及び関係機関により構成される。

【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務

※各隊の必要職員数は兼務を含めた職員数とする。

1. 総括部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
総括部隊(87) ※派遣班の場合 (89)※応援・受援班の場合	部隊長	防災対策部長
	副部隊長	政策企画部長 総務部長 総務部 デジタル推進局長 出納局長
総括隊(66) ※派遣班の場合 (68) ※応援・受援班の場合	隊長	防災対策部次長 防災対策部 危機管理副統括監
	班長	防災対策部 災害即応・連携課長 防災対策部 災害対策推進課長
総括班(17)	班員	防災対策部 災害即応・連携課(2) 防災対策部 地域防災推進課(3) 防災対策部 危機管理課(1) 防災対策部 災害対策推進課(4) 防災対策部 防災対策総務課(2) 政策企画部 政策企画総務課(1) 総務部 (1) 議会事務局(1)
	班長	防災対策部 専門監 防災対策部 災害即応・連携課課長補佐
対策班(16)	班員	防災対策部 災害即応・連携課(3) 防災対策部 地域防災推進課(1) 防災対策部 災害対策推進課(1) 防災対策部 消防・保安課(4) 政策企画部 政策企画総務課(1) 監査委員事務局(1) 人事委員会事務局(1) 労働委員会事務局(1) 海区漁業調整委員会事務局(1)
	班長	防災対策部 地域防災推進課長 防災対策部 地域防災推進課課長補佐
情報班(11)	班員	防災対策部 地域防災推進課(4) 防災対策部 災害対策推進課(2) 政策企画部 (1) 総務部 (1) 出納局 (1)
	班長	防災対策部次長（総括隊隊長兼務）
派遣班(4)	班員	防災対策部 災害即応・連携課(1) 防災対策部 災害対策推進課(1) 総務部 人事課(1)
	班長	総務部 人事課長
応援・受援班(6)	班員	防災対策部 防災対策総務課(1) 防災対策部 災害即応・連携課(1) 防災対策部 災害対策推進課(1) 総務部 人事課(1) 総務部 管財課(1)
	班長	防災対策部 コンビナート防災監
コンビナート班(5)	班員	防災対策部 消防・保安課(4)
	班長	防災対策部 防災対策総務課長

第3部 台風接近時等の減災対策
第2章 災害対策本部機能の確保

	班員	防災対策部 防災対策総務課(2) 防災対策部 危機管理課(2) 総務部 (3)
(通信) (3)	班員	防災対策部 災害対策推進課(2) 総務部 デジタル推進局 デジタル改革推進課(1)
広報隊(16)	隊長	防災対策部副部長
渉外班(8)	班長	政策企画部 政策提言・広域連携課長
	班員	政策企画部 政策提言・広域連携課(3) 総務部 秘書課(4)
広聴広報班(7)	班長	総務部 広聴広報課長
	班員	総務部 広聴広報課(6)

◆ 所掌事務 (総括部隊)

	対応部課(※1)
総括隊	
総括班	
災害対策統括部の総括に関すること	災害即応・連携課
現地災害対策本部及び地方部の設置・運営に関すること	災害即応・連携課
関係機関及び各部隊との連絡及び調整に関すること	災害即応・連携課
県災対本部の設置・廃止の検討に関すること	災害即応・連携課
災害予防・災害応急対策の実施の推進にかかる方針等の企画・立案に関すること	災害即応・連携課
緊急かつ迅速に対処すべき事案の検討に関すること	災害即応・連携課
本部長指示等の伝達に関すること	災害即応・連携課
災害応急対策の実施状況の把握及び進捗管理に関すること	災害即応・連携課
自衛隊の災害派要請及び撤収要請、第四管区海上保安本部への応急措置の実施要請の要否の決定に関すること	災害即応・連携課
国、全国知事会、他府県等への応援要請の要否の決定に関すること	災害即応・連携課
緊急派遣チームの派遣の要否の決定に関すること	災害即応・連携課
被災者生活再建支援法の適用の要否の決定に関すること	地域防災推進課
本部員会議の運営に関すること	災害対策推進課
被害状況及び活動実施状況にかかる資料の取りまとめに関すること	防災対策総務課
県民への呼びかけに関すること	災害即応・連携課
所掌事務外事案の対応調整に関すること	災害即応・連携課
対策班	
自衛隊との活動調整に関すること	災害即応・連携課
県内消防機関との連絡調整に関すること	消防・保安課
防災ヘリコプターの運航管理、活動調整に関すること	消防・保安課
消防応援活動調整本部との調整に関すること	消防・保安課
第四管区海上保安本部との活動調整に関すること	災害即応・連携課
サイレントタイムの設定に関すること	災害即応・連携課
避難指示等の発令に係る助言に関すること	災害対策推進課
避難者の搬送支援にかかる車両、船舶、ヘリコプターの確保に関すること	災害即応・連携課
災害救助法の適用及び運用に関すること	地域防災推進課
県有車両、市町村の公用車両、救急車両等の燃料の確保	災害即応・連携課
その他、災害対応、避難者対応、重要施設の業務継続等に必要燃料・通信の確保	災害即応・連携課 災害対策推進課
情報班	
気象情報等の収集及び伝達に関すること	地域防災推進課
被害状況の収集、整理に関すること	地域防災推進課
収集した情報の分析に関すること	災害対策推進課
災害応急対策の実施状況等の伝達に関すること	地域防災推進課
国、全国知事会、他府県等への被害状況等の報告に関すること	地域防災推進課
避難所・避難者等情報の把握に関すること	地域防災推進課
派遣班	
緊急派遣チームの派遣に関すること	災害即応・連携課
応援にかかる調整に関すること	災害即応・連携課

国、全国知事会、他府県等への職員応援にかかる要請、受入調整に関すること	災害対策推進課
各部班の増員派遣要請に応じ、人員を派遣すること	人事課
応援・受援班（一般事務職員）※広域応援を受ける必要が生じた際に、派遣班を拡大させ設置。	
応援要請に関すること	防災対策総務課 災害対策推進課
対口支援団体の決定に関すること	災害対策推進課
応援自治体職員の配置調整に関すること	災害即応・連携課 人事課
応援県等の活動支援に関すること	管財課 災害即応・連携課
受援状況の進行管理に関すること	災害即応・連携課 人事課
コンビナート班	
特別防災区域に係る災害応急対策、災害復旧等に係る連絡調整	消防・保安課
国や他都道府県との調整	消防・保安課
総務班	
災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関すること	文書・情報公開課
職員の健康管理に関すること	福利厚生課
職員の罹災給付に関すること	福利厚生課
総務事務システムの運用に関すること	総務事務課
災害関係費の予算に関すること	財政課
物品調達(各所属で直接確保することが適当と認められる物品を除く)及び出納に関すること	会計支援課
出納事務（緊急支払い）に関すること	出納総務課
財務会計システムの運用に関すること	出納総務課
国、他府県等の災害応援職員の宿舎確保に関すること	防災対策総務課
本部職員等の食料・寝具等の確保に関すること	防災対策総務課
県有車両（集中管理自動車）の配車に関すること	管財課
(通信)	
防災通信ネットワークの運用に関すること	災害対策推進課
防災情報プラットフォームの運用に関すること	災害対策推進課
行政情報ネットワークの災害対策に関すること	デジタル改革推進課

広報隊	
渉外班	
政府、政党、中央省庁等への提言事項等の取りまとめに関すること	政策提言・広域連携課
災害見舞いに関すること	秘書課
本部長、副本部長の秘書に関すること	秘書課
全国知事会、中部圏知事会及び近畿ブロック知事会からの視察、慰問、激励等にかかる調整に関すること	政策提言・広域連携課
広聴広報班	
報道機関との連絡調整に関すること。	広聴広報課
県民への呼びかけ等知事会見に関すること。	広聴広報課
県ホームページの管理に関すること。	広聴広報課
各種広報媒体を活用した県民等への広報に関すること。	広聴広報課
県民からの問い合わせ、要望、意見に関すること。	広聴広報課
災害写真等の収集・整理に関すること。	広聴広報課

※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等がその業務を担当することとなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものである。

2. 社会基盤対策部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
社会基盤対策部隊(30)	部隊長 副部隊長 (※1)	県土整備部長 農林水産部長 環境生活部 環境共生局長 企業庁長
施設整備隊(24)	隊長 (※2)	県土整備部 人権・危機管理監 農林水産部 人権・危機管理監 企業庁 企業総務課長
情報収集・分析班(9)	班長	県土整備部 人権・危機管理監（施設整備隊長兼務）
	班員	県土整備部（6） 農林水産部（1） 企業庁（1）
公共土木対策班(8)	班長	県土整備部 施設災害対策課長
	班員	県土整備部（7）
農林水産対策班(5)	班長	農林水産部 人権・危機管理監（施設整備隊長兼務）
	班員	農林水産部 農業基盤整備課(1) 農林水産部 治山林道課(1) 農林水産部 水産基盤整備課(1) 農林水産部 農林水産総務課(1)
水道・工業用水道班(2)	班長	企業庁 企業総務課長（施設整備隊長兼務）
	班員	企業庁(1)（情報収集・分析班兼務）
廃棄物対策隊(2)	隊長	環境生活部 環境共生局 資源循環推進課長
情報収集・分析班(2)	班長	環境生活部 環境共生局 資源循環推進課長（廃棄物対策隊長兼務）
	班員	環境生活部 環境共生局 資源循環推進課(1)

※1 災害の規模・内容等に応じ、災害対策統括部長（危機管理統括監）が、部隊長等の変更を指示する。

※2 隊長は、部隊長の指名に応じて就任する。

◆ 所掌事務（社会基盤対策部隊）

所掌事務	対応部課(※3)
施設整備隊	
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関する事	各部局等関係課※
総括部隊・他部隊との連絡調整に関する事	各部局等関係課※
部隊内の情報収集・整理・資料の取りまとめに関する事	各部局等関係課※
部隊内の災害応急対策活動の把握及び情報共有に関する事	各部局等関係課※
受援調整に関する事	各部局等関係課※
公共土木対策班	
道路啓開に関する事	施設災害対策課 道路管理課
水防本部に関する事	施設災害対策課
道路情報の把握と提供に関する事	道路管理課
道路パトロールの実施と応急復旧に関する事	道路管理課
異常時における事前通行規制に関する事	道路管理課
建設業者の確保に関する事	建設業課 施設災害対策課
道路及び橋梁の応急復旧に関する事	道路建設課
港湾施設及び海岸保全施設の応急復旧に関する事	港湾・海岸課
河川の応急復旧、破堤・越水情報、水位情報、ダム情報の収集に関する事	河川課
砂防設備等の応急復旧、土砂災害関連情報の収集・発信に関する事	防災砂防課
都市公園施設の応急復旧に関する事	都市政策課
下水道施設の応急復旧に関する事	下水道事業課 下水道経営課
部内の災害対応事業用地に関する事	公共用地課
営繕工事中の現場の保全指導に関する事	営繕課

県有施設の災害復旧工事の設計施工に関する事	営繕課
気象予警報等の受理及び伝達に関する事	施設災害対策課
復旧資機材の確保に関する事	施設災害対策課 建設業課
農林水産対策班	
農地及び農業用施設の応急復旧に関する事	農業基盤整備課
農地海岸施設の応急復旧に関する事	農業基盤整備課
地すべり対策施設の応急復旧に関する事	農業基盤整備課
被災農作物の応急技術対策に関する事	農産園芸課
被災農作物の種苗対策に関する事	農産園芸課
家畜伝染病予防に関する事	家畜防疫対策課
罹災家畜収容に関する事	家畜防疫対策課
治山施設の応急復旧に関する事	治山林道課
林道等施設の応急復旧に関する事	治山林道課
地滑り及び崩壊地の安全対策に関する事	治山林道課・農業基盤整備
林業共同利用施設に係る災害対策に関する事	森林・林業経営課
自然公園等施設の災害対策に関する事	みどり共生推進課
林野火災対策に関する事	治山林道課
漁港施設及び漁港海岸施設の応急復旧に関する事	水産基盤整備課
漁業・養殖業の被害対策に関する事	水産振興課
水道・工業用水道班	
水道・工業用水道施設（県管理）の復旧に関する事	水道事業課 工業用水道事業課
廃棄物対策班	
情報収集・分析班	
隊内の調整に関する事	資源循環推進課
市町廃棄物処理施設の被害状況の把握に関する事	資源循環推進課
廃棄物の発生量推計及び処理状況に関する事	資源循環推進課
市町仮置場の開設状況等にかかる情報収集に関する事	資源循環推進課
県災害廃棄物応援協定に基づく市町等広域要請・調整に関する事	資源循環推進課
ごみ処理に関する関係団体への応援要請・調整に関する事	資源循環推進課
し尿処理に関する関係団体への応援要請・調整に関する事	資源循環推進課
国、他府県への応援要請に関する事	資源循環推進課
廃棄物処理への技術的支援に関する事	資源循環推進課
受援調整に関する事	資源循環推進課

※3 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等がその業務を担当することとなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものである。

3. 保健医療部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
保健医療部隊(33)	部隊長	医療保健部長
	副部隊長	医療保健部副部長
総括班(10)	班長	医療保健部 人権・危機管理監
	班員	医療保健部 医療保健総務課(4) 医療保健部 医療政策課(1) 医療保健部 医務・国保課(3) 医療保健部 薬務課(1) ※子ども・福祉部からリエゾン1名兼務
医療活動支援・衛生班(12)	班長	医療保健部 医療政策課長
	班員	医療保健部 医療政策課(5) 医療保健部 食品安全課(1) 医療保健部 感染症対策課(1) 医療保健部 健康推進課(2) 医療保健部 薬務課(2)
健康危機管理支援班(9)	班長	医療保健部 医療人材課 副参事
	班員	医療保健部 医療保健総務課(2) 医療保健部 医療人材課(1) 医療保健部 感染症対策課(2) 医療保健部 長寿介護課(1) 医療保健部 健康推進課(2)

◆ 所掌事務（保健医療部隊）

	対応部課(※1)
総括班	
部隊内の総合調整に関すること	医療保健総務課
総括部隊との連絡調整に関すること	医療保健総務課
部隊内の整理に関すること	医療保健総務課
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	医療保健総務課
部隊長の方針決定の補佐に関すること	医療保健総務課
情報の収集・分析・共有に関すること	医療政策課 医務・国保課 薬務課
保健所、関係機関との連絡窓口に関すること	
小児周産期リエゾンに関すること（ロジ）	
医療活動支援・衛生班	
本部の医療対策に関すること	医療政策課
医療救護班等の編成及び派遣に関すること	医療政策課
入院治療を要するものの収容に関すること	医療政策課
難病、透析患者等に対する医療支援に関すること	健康推進課
災害時精神科医療及び被災者のこころのケアに関すること	健康推進課
輸血用血液の確保・供給に関すること	薬務課
医薬品、衛生材料等の確保・供給に関すること	薬務課
毒物劇物取扱い施設に関すること	薬務課
食品衛生に関すること	食品安全課
広域火葬計画に関すること	食品安全課
防疫に関すること	感染症対策課
健康危機管理支援班	
保健師の派遣に関すること	健康推進課
DHEATの派遣に関すること	医療保健総務課 感染症対策課
食生活指導の支援に関すること	健康推進課
受援の総合調整に関すること	医療保健総務課
保健医療福祉調整本部会議の開催に関すること	医療人材課
関係機関等からの問い合わせへの対応に関すること	長寿介護課 感染症対策課

※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等にその業務を担当していただくこととなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

4. 救援物資部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
救援物資部隊（30）	部隊長	地域連携・交通部長
	副部隊長	地域連携・交通部 スポーツ推進局長 地域連携・交通部 南部地域振興局長
物資支援班（12）	班長	地域連携・交通部 地域連携・交通総務課長
	班員	地域連携・交通部（10） 災害対策推進課（1）
物資活動班（15）	班長	地域連携・交通部 人権・危機管理監
	班員	地域連携・交通部（11） 環境生活部 暮らし・交通安全課（1） 農林水産部 農産園芸課（1） 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課（1）

◆ 所掌事務（救援物資部隊）

所掌事務	対応部課（※1）
物資支援班	
物資活動(実務)にかかる方針・計画の立案作成、調整及び進捗管理に関すること	地域連携・交通総務課 災害対策推進課
物資活動のための環境整備（広域物資輸送拠点・人員・資機材の確保）に関すること	地域連携・交通総務課
他部隊・関係団体等との連絡・調整、情報共有に関すること	地域連携・交通総務課
協定締結企業、関係機関に対するリエゾン及び物流専門家の派遣要請に関すること	地域連携・交通総務課
部隊内の情報収集・整理に関すること	地域連携・交通部
物資活動に必要な情報の管理（入力、集計、整理等）に関すること	地域連携・交通部
災害対策本部に関する各種会議にかかる庶務（資料作成等）に関すること	地域連携・交通部
報道対応に関すること	地域連携・交通部
物資活動班	
物資活動を円滑に行うためのマネジメントに関すること （広域物資輸送拠点の在庫状況や物資のニーズ把握、調達・入荷・出荷・輸送の指示）	地域連携・交通総務課
食料及び生活必需物資等の調達に関すること（協定締結事業者関係）	中小企業・サービス産業 振興課 暮らし・交通安全課
災害救助用米穀等の緊急引渡しに関すること	農産園芸課
食料及び生活必需物資等の調達に関すること	(地域連携・交通部) (農林水産部) (環境生活部) (雇用経済部)
関係機関、協定締結団体等への協力要請に関すること	(地域連携・交通部) (農林水産部) (環境生活部) (雇用経済部)

※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等がその業務を担当することとなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものである。

5. 被災者支援部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
被災者支援部隊(48)	部隊長	環境生活部長
	副部隊長	子ども・福祉部長 教育長
被災者支援隊(25)	隊長	環境生活部 環境生活総務課長
情報収集・分析班(2)	班長	環境生活部 環境生活総務課長（被災者支援隊長兼務）
	班員	環境生活部 環境生活総務課(1)
避難者支援班(8)	班長	子ども・福祉部 子ども・福祉総務課長
	班員	医療保健部 長寿介護課(1) 子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1) 子ども・福祉部 障がい福祉課(1) 子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課(1) 医療保健部 食品安全課(1) 環境生活部 環境共生局 大気・水環境課(1) 環境生活部 ダイバーシティ社会推進課(1) ※子ども・福祉部から保健医療部隊（保健医療福祉調整本部） にリエゾン1名兼務配置
応急住宅班(5)	班長	県土整備部 住宅政策課長
	班員	県土整備部 住宅政策課(2) 県土整備部 建築開発課(1) 防災対策部 地域防災推進課(1)（総括部隊兼務）
水道応援班(3)	班長	環境生活部 環境共生局 大気・水環境課長
	班員	環境生活部 環境共生局 大気・水環境課(1) 企業庁(1)（社会基盤対策部隊兼務）
ボランティア班(6)	班長	環境生活部 ダイバーシティ社会推進課長
	班員	環境生活部 ダイバーシティ社会推進課(4) 子ども・福祉部 地域福祉課(1)
教育対策隊(20)	隊長	教育委員会事務局 学校防災推進監
情報収集・分析班(5)	班長	教育委員会事務局 学校防災推進監（教育対策隊長兼務）
	班員	教育委員会事務局 教育総務課(4)
教育対策班(15)	班長	教育委員会事務局 教育総務課長
	班員	教育委員会事務局 教育総務課(1) 教育委員会事務局 教育財務課(1) 教育委員会事務局 教職員課(1) 教育委員会事務局 福利・給与課(1) 教育委員会事務局 学校経理・施設課(1) 教育委員会事務局 高校教育課(1) 教育委員会事務局 小中学校教育課(1) 教育委員会事務局 特別支援教育課(1) 教育委員会事務局 生徒指導課(1) 教育委員会事務局 保健体育課(1) 教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課(1) 教育委員会事務局 研修企画・支援課(1) 環境生活部 私学課(1) 環境生活部 文化振興課(1)

◆ 所掌事務（被災者支援部隊）	対応部課（※1）
被災者支援隊	
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	環境生活総務課
総括部隊との連絡調整に関すること	環境生活総務課
部隊内の情報収集・整理に関すること	環境生活総務課
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	環境生活総務課
受援調整に関すること	環境生活総務課
避難者支援班	
社会福祉施設の災害対策に関すること	地域福祉課 長寿介護課 障がい福祉課 子どもの育ち支援課 児童相談支援課 家庭福祉・施設整備課
保健医療部隊（保健医療福祉調整本部）との連絡調整に関すること	子ども・福祉総務課 障がい福祉課 家庭福祉・施設整備課
児童及び母子世帯の援護対策に関すること	子どもの育ち支援課 児童相談支援課 家庭福祉・施設整備課
高齢者・障がい者の援護対策に関すること	長寿介護課 障がい福祉課
外国人への情報提供に関すること	ダイバーシティ社会推進課
水環境の保全に関すること	大気・水環境課
大気環境の保全に関すること	大気・水環境課
避難所でのペットの扱いに係る助言に関すること	食品安全課
避難生活実態及び避難生活ニーズ等の把握に関すること	(医療保健部) (子ども・福祉部) (環境生活部)※
避難生活の現状分析及び対策立案に関すること	(医療保健部) (子ども・福祉部) (環境生活部)※
水道応援班	
水道水の供給の調整に関すること	大気・水環境課
企業庁における応急給水活動等に関すること	水道事業課
応急住宅班	
被災宅地危険度判定支援本部の業務に関すること	建築開発課
被災建築物応急危険度判定支援本部の業務に関すること（地震災害のみ）	建築開発課
県営住宅の応急補修及び災害復旧工事の設計施工に関すること	住宅政策課
住宅相談の実施等に関すること	住宅政策課
応急仮設住宅の建設等に関すること	地域防災推進課 住宅政策課
公営住宅等の被災者への提供に関すること	住宅政策課
ボランティア班	
みえ災害ボランティア支援センターに関すること	ダイバーシティ社会推進課
ボランティアの受入の総合調整に関すること	ダイバーシティ社会推進課 地域福祉課
教育対策隊	
情報収集・分析班	
隊内の総合調整に関すること	教育総務課
部隊との連絡調整に関すること	教育総務課
隊内の情報整理に関すること	教育総務課
隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	教育総務課
受援調整に関すること	教育総務課
教育対策班	

第3部 台風接近時等の減災対策
第2章 災害対策本部機能の確保

私立学校の災害対策に関すること	私学課
被災児童生徒の安全確保に関すること	教育総務課
被災児童生徒の保健管理に関すること	保健体育課 生徒指導課
被災児童生徒の修学に関すること	教育財務課
被災児童生徒への教科書等の支給に関すること	小中学校教育課 高校教育課 特別支援教育課
教職員の確保に関すること	教職員課
教職員の罹災給付に関すること	福利・給与課
公立学校施設の災害に関すること	学校経理・施設課
災害時における学校給食対策に関すること	保健体育課
県立高校の災害対策に関すること	高校教育課
県立特別支援学校の災害対策に関すること	特別支援教育課
公立小中学校等の災害対策に関すること	小中学校教育課
社会教育施設の災害対策に関すること	社会教育・文化財保護課 文化振興課
文化財・歴史的文化的資料の災害対策に関すること	社会教育・文化財保護課 文化振興課
総合教育センターの災害対策に関すること	研修企画・支援課
被災児童生徒の避難に関すること	小中学校教育課 高校教育課 特別支援教育課

※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等がその業務を担当することとなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものである。

6. 生活・経済再建支援部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
生活・経済再建支援部隊(18)	部隊長	雇用経済部長
	副部隊長	観光部長
情報収集・分析班(3)	班長	雇用経済部 人権・危機管理監
	班員	雇用経済部 雇用経済総務課(2)
生活再建支援班(6)	班長	防災対策部 地域防災推進課市町連携・避難対策推進班長（総括部隊兼務）
	班員	総務部 税収確保課・税務企画課(1) 防災対策部 地域防災推進課(1)（総括部隊兼務） 環境生活部 暮らし・交通安全課(1) 雇用経済部 雇用対策課(1) 子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1)（被災者支援部隊兼務）
事業者再建支援班(5)	班長	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課長
	班員	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1) 雇用経済部 新産業振興課(1) 雇用経済部 県産品振興課(1) 観光部 観光戦略課(1)
義援金受入・配分班(2)	班長	子ども・福祉部 地域福祉課長
	班員	子ども・福祉部 地域福祉課(1)（被災者支援部隊兼務）

◆ 所掌事務（生活・経済再建支援部隊）

	対応部課(※1)
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	雇用経済総務課
総括部隊との連絡調整に関すること	雇用経済総務課
部隊内の情報収集・整理に関すること	雇用経済総務課
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	雇用経済総務課
受援調整に関すること	雇用経済総務課
生活再建支援班	
罹災による県税の減免に関すること	税収確保課
被災者生活再建支援法の適用及び運用に関すること	地域防災推進課
生活必需物資等の需給等の監視・指導に関すること	暮らし・交通安全課
雇用情報の提供に関すること	雇用対策課
被災者に対する災害弔慰金の支給に関すること	子ども・福祉総務課
被災者に対する災害援護資金の貸付に関すること	子ども・福祉総務課
被災市町への財政支援に関すること	市町行財政課
職業能力開発施設の災害対策に関すること	雇用対策課
協定に基づく労働・社会保険分野の相談に関すること	地域防災推進課 雇用対策課
事業者再建支援班	
被災中小企業への融資及び経営相談に関すること	中小企業・サービス産業振興課 県産品振興課
中小企業の災害対策に関すること	新産業振興課 県産品振興課
立地企業の災害対策に関すること	企業誘致推進課
県内観光事業者への支援に関する関係機関との調整に関すること	観光戦略課
義援金受入・配分班	
災害義援金品の受入・配分に関すること	地域福祉課
災害義援金の保管に関すること	出納総務課

※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等がその業務を担当することとなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものである。

第3部 台風接近時等の減災対策
 第2章 災害対策本部機能の確保

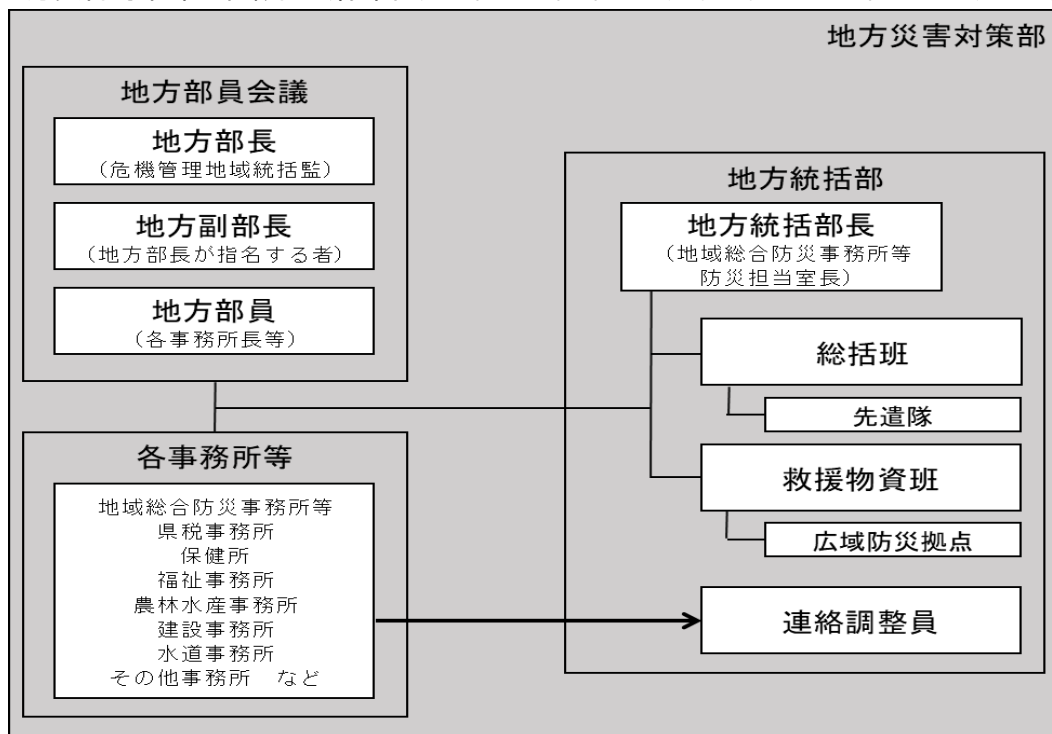
警察部隊

※ 警察部隊は、「三重県警察災害警備計画」及び「三重県警察災害警備本部の設置等に関する要綱」に基づき実施することとする。

事務内容	対応部
部隊内の総合調整に関する事	警備部
災害警備体制の確立に関する事	警備部
災害情報の収集・連絡等に関する事	警備部
救出救助活動に関する事	警備部
避難誘導に関する事	警備部
緊急交通路の確保に関する事	交通部
身元確認等に関する事	刑事部
二次災害の防止に関する事	警備部
危険箇所等における避難誘導等の措置に関する事	警備部・生活安全部
社会秩序の維持に関する事	生活安全部・刑事部
被災者等への情報伝達活動等に関する事	警備部
相談活動に関する事	警務部・生活安全部
ボランティア活動の支援に関する事	警備部・生活安全部

【別図2】

地方災害対策部 組織図（標準例）※各地方部の体制は、それぞれの地方部において定める。



※平時業務と関連する災害対応のない事務所から、総括、救援物資対策等地方統括部業務を実施する職員を派遣する。
 ※平時関連業務（社会基盤対策、保険医療対策）を行う事務所等は、連絡調整員を選任し、地方統括部と連絡調整を行う。
 ※地方統括部各班および各事務所等において増員等が必要な場合は、地方部長の権限で地方統括部要員の配置を調整する。

【別表3】地方部の組織

名称	説明
地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長
地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する。
地方部員	各事務所長等
地方統括部	地方統括部は、あらかじめ各事務所職員で横断的に構成し、災害発生時、地方部長の指揮監督のもと、次に掲げる活動を行うとともに、必要に応じて、県災対本部の活動の支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 地方部としての全体把握、総合調整 市町の災害情報の収集及び伝達 先遣隊の派遣及び調整 救援物資対策にかかる諸活動
各事務所等	社会基盤対策・保健医療対策等平時の業務と関連する活動については、建設事務所、農林水産事務所、保健所及び水道事務所等関連の事務所が本部各部局等の指示等に基づき行う。 また、平時の業務と関連する活動を行う事務所については、連絡調整員を選任し、地方統括部との連絡調整を行う。 一方、救援物資対策等災害時固有に発生する活動については、地方統括部が本部の関係部隊の指示等に基づき行うことから、地方部の各事務所のうち、平時の業務と関連する災害対応のない所属については、地方統括部活動要員としてあらかじめ登録し、登録された職員は、災害発生時に地方統括部において活動する。
地方部部員会議	地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される。
地方部調整会議	地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される。

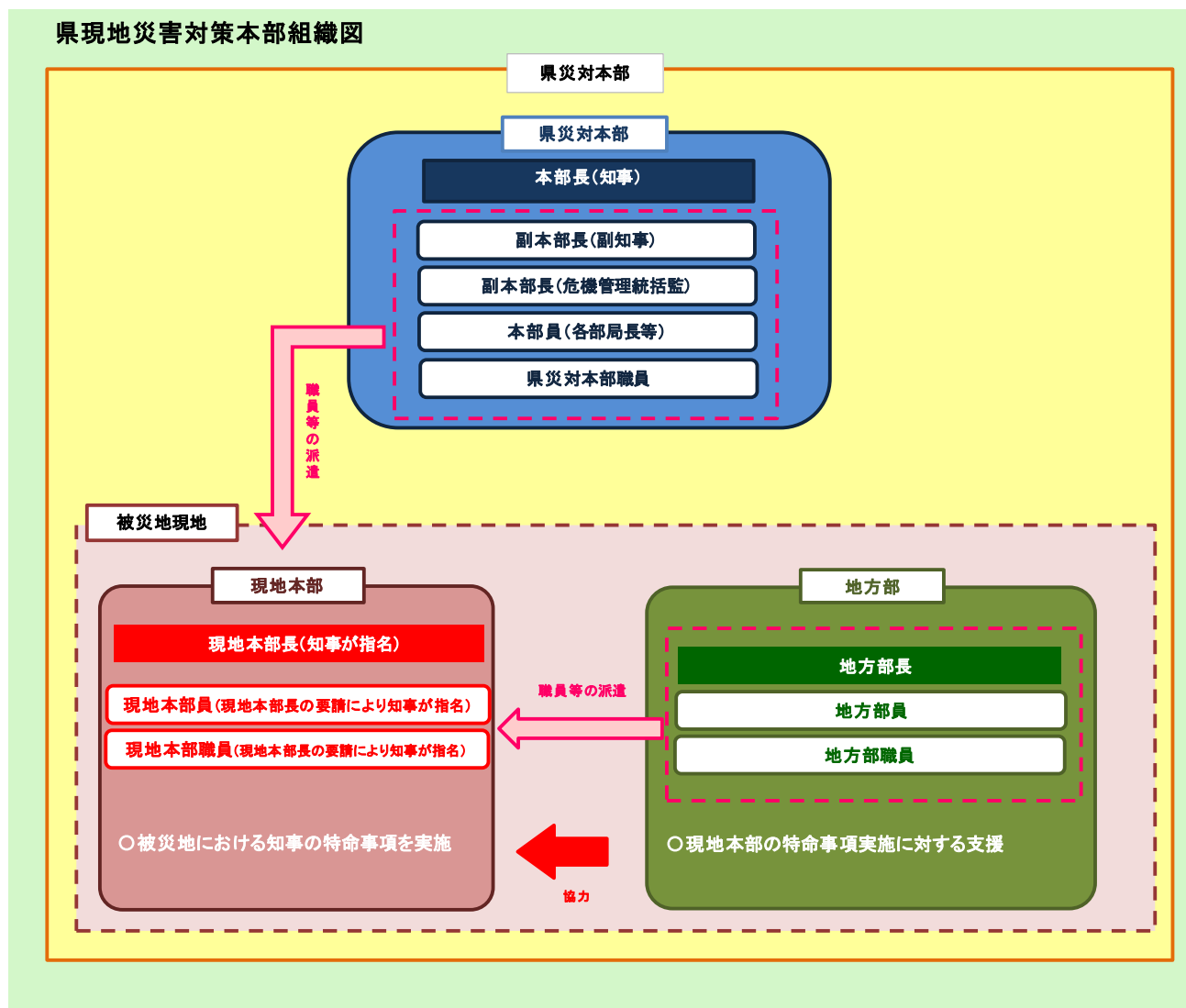
【別表4】地方部の所掌事務（標準例）

地方統括部各班			所掌事務
地方統括部	総括班	対策係	・地方部内の情報共有、必要な調整に関すること
			・地方部の設置・運営及び現地災害対策本部の運営に関すること
			・緊急派遣チームの活動支援に関すること
	情報係	・地方統括部各班及び各事務所等の増員派遣要請に応じ、人員を派遣すること	
・三重県市町災害時応援協定に基づくブロック内応援調整に関すること			
総務係	・市町災害対策本部の対応状況の把握に関すること		
	・管内の被害状況の把握、県災害対策本部への報告に関すること		
	・地方部員会議、地方部調整会議等の運営に関すること		
	・職員の執務環境の整備に関すること		
	・防災通信ネットワークの運用に関すること		
	・地方部職員等の食料・寝具等の確保に関すること		
	・県有車両（集中管理自動車）の配車に関すること		
・災害派遣等従事車両証明書（緊急通行）の発行に関すること			
救援物資班	・災害義援金の保管に関すること		
	・救援物資要請情報の収集・整理に関すること		
	・広域物資輸送拠点（県物資拠点）の開設・運営に関すること		
			・県災害対策本部が実施する活動の支援に関すること

各事務所等	所掌事務
地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・市町廃棄物処理施設の被害状況の把握に関すること ・廃棄物の発生量推計及び処理状況に関すること ・市町仮置場の開設状況等にかかる情報収集に関すること ・県災害廃棄物応援協定に基づく市町等広域要請・調整に関すること ・ごみ処理に関する関係団体への応援調整に関すること ・し尿処理に関する関係団体への応援調整に関すること ・廃棄物処理への技術的支援に関すること ・水環境の保全に関すること ・大気環境の保全に関すること
県税事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災による県税の減免に関すること
保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること ・食品衛生に関する啓発・指導に関すること ・防疫、感染症に関すること ・保健師の派遣に関すること ・毒物劇物取扱い施設に関すること ・食生活指導の支援に関すること ・災害拠点病院等の情報収集、災害医療コーディネーターに関すること ・医療救護班派遣に関すること ・SCU候補地の情報収集、SCUの設置、運営に関すること ・患者搬送にかかる情報収集・調整に関すること
保健所（四日市地域は北勢福祉事務所）	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の被災状況にかかる情報収集に関すること
福祉事務所（一部 保健所）	<ul style="list-style-type: none"> ・日赤備蓄品に関すること ・社会福祉施設の被害情報把握に関すること
農林水産事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・農地及び農業用施設の応急復旧及び農地への湛水の応急復旧に関すること ・農道及び農地海岸施設の応急復旧に関すること ・被災農作物の応急技術対策に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・被災農作物の種苗対策に関する事 ・家畜伝染病予防に関する事 ・罹災家畜収容に関する事 ・治山施設の応急復旧に関する事 ・林道等施設の応急復旧に関する事 ・地滑り及び崩壊地の安全対策に関する事 ・林業共同利用施設に係る災害対策に関する事 ・自然公園等施設の災害対策に関する事 ・林野火災対策に関する事 ・漁港施設及び漁港海岸施設の応急復旧に関する事 ・漁業・養殖業の被害対策に関する事
建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・道路啓開に関する事 ・水防支部に関する事 ・道路情報の把握と提供に関する事 ・道路パトロールの実施と応急復旧に関する事 ・異常時における事前通行規制に関する事 ・建設業者の確保に関する事 ・道路及び橋梁の応急復旧に関する事 ・港湾施設及び海岸保全施設の応急復旧に関する事 ・河川の応急復旧、破堤・越水情報、水位情報・ダム情報の収集に関する事 ・砂防設備等の応急復旧、土砂災害関連情報の収集・発信に関する事 ・都市公園施設の応急復旧に関する事 ・部内の災害対応事業用地に関する事 ・営繕工事中の現場の保全指導に関する事 ・県有施設の災害復旧工事の設計施工に関する事 ・気象予警報等の受理及び伝達に関する事 ・復旧資機材の確保に関する事 ・施設被災情報の収集に関する事 ・被災宅地危険度判定に関する事 ・被災建築物応急危険度判定に関する事（地震災害のみ） ・住宅相談の実施等に関する事 ・公営住宅等の被災者への提供に関する事
流域下水道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の応急復旧に関する事
水道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・水道・工業用水道施設(県管理)の復旧に関する事 ・水道事務所における応急給水活動等に関する事
県立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者（入院患者含む）の心身の治療に関する事

【別図3】



【別表5】 現地本部の組織

名称	説明
現地本部長	副本部長、本部員及び地方部長の中から知事が指名する。
現地本部員	現地本部長の要請により、副本部長、本部員及び地方部員の中から知事が指名する。
現地本部職員	現地本部長の要請により、県災対本部及び地方部の職員の中から指名する。

第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 (接近2)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班、総務班、広聴広報班）
社会基盤対策部隊（公共土木対策班）

第1項 活動方針

- 気象情報・予警報や水防警報、土砂災害警戒情報等を迅速・確実に市町等へ提供するとともに、県内の被害状況を収集・とりまとめる体制を確保する。
- 台風・気象情報等の整理・分析体制について、検討を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
気象情報・予警報の収集・伝達	総括部隊(総括班、情報班、広聴広報班)	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・台風等気象情報・予警報 (津地方气象台)
水防警報の発表・伝達	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・雨量・水位情報等(建設事務所)
土砂災害警戒情報の発表・伝達	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・大雨警報(土砂災害)の危険度分布等(津地方气象台)
被害情報等の収集・とりまとめ	総括部隊(情報班、総括班、派遣班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	県災対本部設置後速やかに	・避難・被害関連情報等 (市町、防災関係機関)
被害情報等の関係機関への情報提供等	総括部隊(総括班、広聴広報班)	県災対本部設置後速やかに	・避難・被害関連情報等 (市町、防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

■ 共通事項等

1 予報及び警報等の伝達

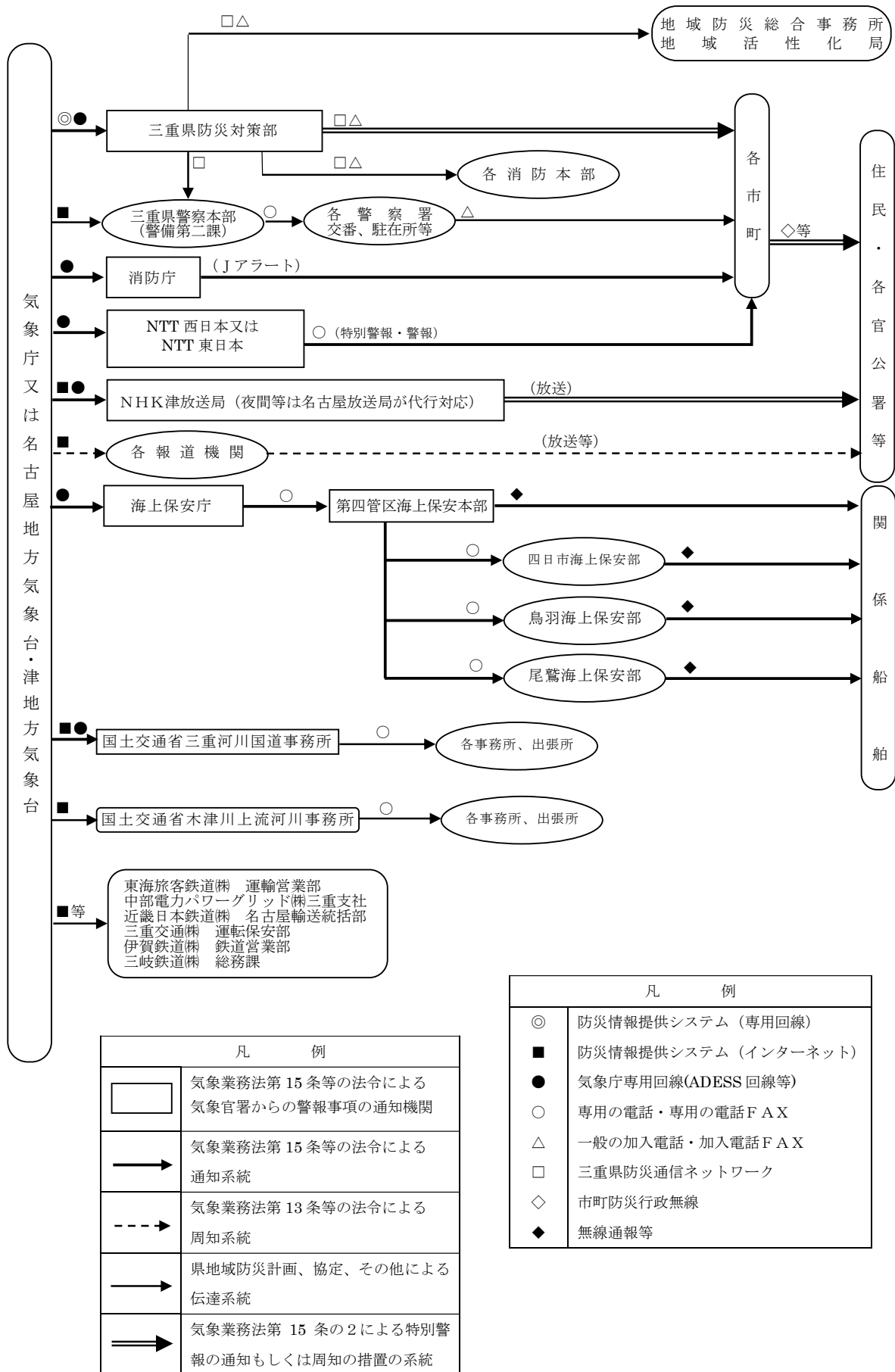
(1) 伝達系統

気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項伝達系統（津波警報を除く）

津地方气象台から発表される気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項の伝達は次の系統で行う。

なお、県における伝達系統については、「三重県災害対策本部運営要領」による。

防災気象情報伝達系統図



第3項 対策

■県が実施する対策

1 気象情報・予警報の収集・伝達

(1) 台風・気象情報等に関する情報の収集等(総括部隊<総括班>)

三重県に影響を与える可能性のある台風が発生した場合や大雨が予想される場合などには、気象庁等台風・気象関係機関のホームページやテレビ等から今後の進路や降雨予測等の情報を収集する。

(2) 気象予警報等の伝達(総括部隊<総括班>)

気象台等から気象予警報や気象情報等を受信した場合は、三重県防災通信ネットワークを使用して地方部及び市町へその情報文を伝達するとともに、庁内放送により県庁内への周知を図る。

(3) ホームページ等での情報提供(総括部隊<情報班>)

三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」ホームページ、メール配信サービス及びSNS・防災アプリ等により情報を提供する。

2 水防警報等の発表・伝達(社会基盤対策部隊<公共土木施設対策班>)

(1) 雨量の監視・通報

県内に大雨・洪水注意報が発表された場合、水防本部は指定雨量観測所等の雨量報告を収集し、監視を行う。また、指定雨量観測所の雨量が三重県水防計画に定める通報基準を超過した場合は、気象台に通報を行うとともに、必要に応じ、水防本部と気象台の間で相互の雨量データを通報する。(「三重県水防情報システム(レピス)」又は国土交通省「川の防災情報ホームページ」が正常に機能し、観測所の雨量を把握できる場合は、通報を省略できる。)

(2) 水位の監視

水防支部は、指定水位観測所の水位、潮位又は流量に関する情報を収集し、監視を行う。

(3) 水防警報・氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)・高潮特別警戒水位到達情報の発表・通知

知事が指定する河川における指定水位観測所の水位が、三重県水防計画に定める発表基準を超過した場合は、水防警報、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報を発表し、水位を通報するとともに、直ちに関係水防管理団体等へ通知する。

知事が指定する海岸における気象予警報、基準水位観測所の水位が、三重県水防計画に定める発表基準となった場合は、水防警報、高潮特別警戒水位到達情報を発表し、水位を通報するとともに直ちに関係水防管理団体等へ通知する。

【三重県水防計画に定める指定水位観測所における河川水位の通報基準】

- ① 水防団待機水位(通報水位)に達したとき
- ② 氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき
「警戒レベル2相当情報[洪水]」
- ③ 避難判断水位に達したとき
「警戒レベル3相当情報[洪水]」
- ④ 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき
「警戒レベル4相当情報[洪水]」
- ⑤ 堤防天端高に到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれがある場合)
「警戒レベル4相当情報[洪水]」
- ⑥ 決壊や越水・溢水が発生したことを把握した場合(氾濫発生)

「警戒レベル5相当情報〔洪水〕」

- ⑦ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を下回ったとき

「警戒レベル3相当情報〔洪水〕」

- ⑧ 避難判断水位を下回ったとき

「警戒レベル2相当情報〔洪水〕」

- ⑨ 氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったとき

- ⑩ 水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき

（「三重県水防情報システム（レピス）」が正常に機能し、三重県「防災みえ.jp」又は国土交通省「川の防災情報」ホームページで、観測所の水位を把握できる場合は、通報を省略できる。ただし、水位周知河川にかかる水位観測所は省略することができない。）

【三重県水防計画に定める基準水位観測所における海岸水位の通報基準】

- ① 高潮特別警戒水位に達したとき

「警戒レベル5相当情報〔高潮〕」

- ② 高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生した場合又は氾濫若しくは浸水したものと推測される場合「警戒レベル5相当情報〔高潮〕」

- ③ 高潮特別警戒水位を下回ったとき。

（気象条件等から水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがない場合）

(4) 国からの洪水予報、水防警報・氾濫危険情報の伝達

- ① 国からの洪水予報の伝達

国土交通大臣が指定する洪水予報河川にかかる洪水予報の通知を受けた時は、三重県水防計画の定めるところにより、水防管理者及び関係機関に対し伝達を行う。

また、必要に応じ報道機関の協力を求め、県民等への周知を図る。

- ② 国からの水防警報・氾濫危険情報の伝達

国土交通大臣が指定する水位周知河川にかかる水防警報又は氾濫危険情報の通知を受けた時は、三重県水防計画の定めるところにより、水防管理者及び関係機関に対し伝達を行う。

また、必要に応じ報道機関の協力を求め、県民等への周知を図る。

3 土砂災害警戒情報の発表・伝達（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

(1) 雨量・大雨警報（土砂災害）の危険度分布等の監視

県内に大雨警報が発表された場合、三重県土砂災害情報提供システムにより、雨量及び大雨警報（土砂災害）の危険度分布等の監視を行う。

また、同システムを利用して、市町及び県民等に対し、雨量・大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を提供する。

(2) 土砂災害警戒情報の発表・伝達

大雨による土砂災害発生危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合は、気象台と協議の上、共同して土砂災害警戒情報を発表する。

また、補完情報として、三重県土砂災害情報提供システムを用い、危険度レベルを市町及び県民等へ提供する。

4 被害情報等の収集・とりまとめ

(1) 市町、防災関係機関等からの情報収集と提供

① 防災情報システムを利用した情報収集（総括部隊＜情報班＞）

県災対本部が設置された場合は、速やかに防災情報システムを立ち上げ、災害関連情報等の収集・共有体制を確立する。

また、地方部を通じて、市町に対し、防災情報システムによる市町災対本部設置状況、人的被害、住家被害、避難状況、り災状況等の報告を求める。

② ライフライン・公共交通機関に関わる情報収集（総括部隊＜情報班＞）

NTT回線等を通じて、公共機関（鉄道、バス、定期船等）の運行状況や高速道路の通行情報、NTT、電気、ガス会社からの情報等を定期的に収集する。

③ 停電に関わる情報収集（総括部隊＜情報班＞）

停電が発生した場合は、電気事業者から停電発生状況、復旧見込み等の情報を収集する。

④ 道路管理者からの情報収集（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

県内道路の状況（道路の通行止め等）について情報を収集し、総括部隊（情報班）に報告するものとする。

⑤ その他の情報収集（各部隊、各部局等）

各部隊（各部局等）が所管する施設や関係団体等に関する被害状況は、各部隊（各部局等）が情報を収集し、総括部隊（情報班）に報告するものとする。

【防災関係機関等から収集する情報の内容】

情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段
1. 被害・復旧の状況			
① 人的被害・家屋状況・火災状況	総括部隊（情報班、対策班）	市町（※）、警察 自衛隊、海上保安庁等	防災情報システム 電話
② 道路状況・交通状況			
市町管理道路	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム
県管理道路	社会基盤対策部隊 （公共土木対策班）	地方部（建設事務所）	道路情報管理システム 電話
国管理道路	社会基盤対策部隊 （公共土木対策班）	国土交通省管理事務所	電話
高速道路	社会基盤対策部隊	中日本高速道路株式会社	電話
公共交通機関	総括部隊（情報班）	公共交通事業者	電話
③ 堤防・護岸・漁港・港湾施設の状況			
市町管理施設	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム
県管理施設	社会基盤対策部隊 （公共土木対策班、農林水産対策班）	地方部（建設事務所、農林水産事務所）	電話
国管理施設	社会基盤対策部隊 （公共土木対策班）	国土交通省管理事務所 中部地方整備局・近畿地方整備局	電話
四日市港	総括部隊（情報班）	四日市港管理組合	電話
④ ライフライン状況			
市町水道	被災者支援部隊（水道応援班）	市町（※）	電話
県営水道	社会基盤対策部隊 （水道・工業用水道班）	地方部（水道事務所）	電話（衛星携帯電話含む）、業務用無線、MCA無線、三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系）
停電状況	総括部隊（情報班）	電気事業者	電話、ホームページ
上記以外	総括部隊（情報班）	各事業者	電話
⑤ 医療施設関係状況	保健医療部隊 （総括班）	災害拠点病院 災害医療支援病院	広域災害・救急医療情報システム（EMIS） 電話
⑥ 文教施設関係状況	総括部隊（情報班） 被災者支援部隊（教育対策班）	市町 市町教育委員会、各施設	防災情報システム 電話
⑦ その他の施設の状況			
市町施設、その他施設	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム
県立施設	各所管部隊	各施設	電話
2. 対策の実施状況			
① 住民避難の状況	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム

② 救護物資の状況	救援物資部隊（物資調整班）	市町（※）	電話
③ 避難所運営の状況	被災者支援部隊（避難者支援班）	市町（※）	電話
④ ボランティア受入状況	被災者支援部隊（ボランティア班）	みえ災害ボランティア支援センター	電話
⑤ 治安の状況	警察部隊	警察署	警察通信
⑥ その他の対策の状況	総括部隊（情報班）	市町（※） 各部隊 関係機関	防災情報システム 電話

※ 情報収集先が市町となっている情報については、各部隊は、原則として地方部を通じて情報収集する。

(2) 緊急派遣チームによる市町支援（総括部隊＜派遣班＞）

総括部隊（派遣班）は、災害対策活動に支障をきたしている又は支障をきたすおそれがあると認められた市町に対し、緊急派遣チームを派遣し、市町災対本部での被害情報収集、市町のニーズ把握を行うほか、市町が行う災害対策の総合支援を行う。

(3) 先遣隊による情報収集等（地方部＜総括班＞）

地方部（総括班）は、気象状況の推移により、管内市町から情報を収集できない場合又は情報を収集できなくなるおそれがある場合において、緊急派遣チームの派遣を判断するための情報が不足している、派遣するいとまがない、緊急派遣チームの市町への到達が困難等の状況にあるときは、管内市町へ先遣隊として職員を派遣し、市町災害対策本部の対応状況の把握、県災害対策本部への報告を行う。

5 被害情報等の関係機関への情報提供等

(1) 市町への情報提供（総括部隊＜情報班＞）

県災対本部で収集した情報は、防災情報システムにより地方部を通じて市町に対し情報提供する。

(2) 報道機関への情報提供（総括部隊＜広聴広報班＞）

県災対本部は、市町や防災関係機関等から報告があった被害情報等を整理し、適宜に報道機関に提供する。

(3) 消防庁への報告（総括部隊＜情報班＞）

県災対本部は、市町から報告があった被害情報を整理し、消防庁へ報告する。

【消防庁への連絡先】

① 平日 9:30～17:45（消防庁応急対策室）

N T T回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

② 夜間・休日（消防庁 消防防災・危機管理センター）

	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】

1 台風・気象情報等の整理・情報提供

タイムラインを実施するためには、台風や気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）等の様々な情報を収集し、本県に被害を及ぼす可能性を整理・分析する必要があることから、早期の段階から津地方気象台等との連携を図り、また、これらの情報を各運用主体間で共有することを目的とした行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「台風、気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）等の情報収集」（総括部隊）
- ・「台風進路、気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）等の情報共有」（総括部隊）
- ・「県内各港の体制状況の情報共有」（総括部隊）

■市町が実施する対策

1 被害情報等の収集と報告

(1) 被害情報等の収集

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に避難行動要支援者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。

(2) 被害情報等の報告

地域内に災害が発生した場合は、防災情報システムを通じて県災対本部にその状況等を報告するが、県災対本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する（「<県が実施する対策> 5 被害情報等の関係機関への情報提供等 (3) 消防庁への報告」を参照）。

(3) 緊急派遣チーム等との連携

県災対本部から緊急派遣チーム又は地方部から先遣隊等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 被害情報の収集の方法及び連絡系統
- (2) 気象予警報等の伝達体制
- (3) 収集する被害情報等の種類と収集・報告の方法
- (4) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<津地方気象台が実施する対策>

1 気象注意報・警報等の発表

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。警報及び注意報の種類とその概要は、別表1、2のとおりである。

別表1 特別警報、警報の種類と概要

種 類	概 要	
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

別表2 注意報の種類と概要

大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

2 水防活動等に必要なる予報及び警報等の発表

(1) 水防活動用予報及び警報

気象・高潮及び洪水について水防活動の利用に適合する注意報及び警報をいう。水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報・特別警報、水防活動用高潮注意報・警報は高潮注意報・警報・特別警報、水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報、水防活動用津波注意報・警報は津波注意報・警報・特別警報（大津波警報）をもって代える。

(2) 指定河川洪水予報

気象台と国土交通省機関が共同してあらかじめ指定した河川について区間を決めて、水位または流量を示した洪水の予報を行い、別表3のとおり見出しと主文に警戒レベルを付して発表される。

別表3

水系名	河川名	担当機関名	洪水予報の標題（種類）と警戒レベル	
木曾川 (下流)	木曾川	木曾川下流河川事務所 名古屋地方気象台		
	揖斐川			
	長良川			
鈴鹿川	鈴鹿川	三重河川国道事務所 津地方気象台	〇〇川氾濫注意情報 [警戒レベル2相当情報]	
	鈴鹿川派川			
雲出川	雲出川			〇〇川氾濫警戒情報 [警戒レベル3相当情報]
	雲出古川			
櫛田川	櫛田川			〇〇川氾濫危険情報 [警戒レベル4相当情報]
宮川	宮川			
新宮川	熊野川 (下流)	紀南河川国道事務所 和歌山地方気象台 津地方気象台	〇〇川氾濫発生情報 [警戒レベル5相当情報]	
淀川	木津川 (上流)	淀川ダム統合管理事務所 大阪管区気象台		
	服部川			
	柘植川			
	名張川			
	宇陀川			

3 土砂災害警戒情報

津地方気象台及び三重県は、共同して降雨の状況等を監視し、発表基準を超過もしくは超過すると予想したときは、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。土砂災害警戒情報は、危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

ア 気象台における伝達系統については、気象・洪水・高潮・波浪に関する警戒情報の伝達に準ずる。

イ 県における伝達系統については、「三重県災害対策本部運営要領」に準ずる。

4 気象情報（警報・注意報に先立つ注意喚起や警報・注意報の補完など）の発表

台風その他について、その状況を具体的に説明するもので、注意報および警報の発表前あるいは発表

中に刻々変わる気象の現況やこれらの推移について、防災活動に活用できるよう随時に発表する。

<国土交通省（中部地方整備局、近畿地方整備局等）が実施する対策>

1 水防警報の発表

国土交通大臣が指定する河川、海岸又は湖沼について洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、水防上必要と認めた時に警報を発表する。

<電気事業者が実施する対策>

1 停電状況の把握および情報の配信

電気事業者は、管内の停電状況や復旧の見込みを速やかに把握し、災害対策本部や市町への情報共有を行うとともに、県民への情報周知に努める。

<移動通信事業者が実施する対策>

1 緊急速報メールによる情報の配信

各移動通信事業者は、国・地方公共団体が発信する災害・避難情報等について、回線契約者の携帯電話等に対し緊急速報メールを配信し、情報の周知に努める。

<報道機関が実施する対策>

1 災害関係情報の県民への広報

報道機関は、気象庁や県災対本部等から得た情報等をもとに、県民に対して災害関係情報に関して必要な報道を行う。

<その他の防災関係機関が実施する対策>

1 被害情報等の収集と連絡

(1) 被害情報等の収集

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの多様な手段を講じて収集する。

(2) 被害情報等の連絡

防災関係機関は収集した情報を防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて県災対本部へ連絡する。

2 災害関係記録写真、映像等の収集

防災関係機関は、災害写真、映像等を撮影、収集したときは、その内容を速やかに広聴広報班に報告することとし、広聴広報班は必要に応じて報道機関へ提供する。

■地域・住民が実施する自助・共助の対策

1 風水害からの自衛措置

(1) 気象情報の収集及び避難の準備

住民は、市町が発行するハザードマップ等により、自らが居住等する地域に発生する洪水や高潮、土砂災害等の災害によるリスクを把握するよう努めるとともに、大雨や暴風が予想される場合は、テレビやラジオ、インターネットや防災行政無線、メール配信サービス等を通じて、気象情報や市町の発令する警戒レベルが付された避難情報の収集に注意を払う。

また、指定緊急避難場所や避難経路だけでなく、日常生活において自らが居ることが多い場所（自宅・勤務先・要配慮者利用施設等）の災害リスクを把握し、立ち退きが必要な場所なのか、上階への移動（垂直避難）等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等について確認しておき、自らの判断で主体的な避難行動をとるための準備を行う。

なお、立退き避難を行う場合は、市町により洪水や土砂災害等の災害種別ごとに避難場所が指定されているので、あらかじめ目的地となる避難場所や避難経路を確認しておく。

(2) 【警戒レベル3】高齢者等避難発令時の対応

自らが居住等する地域に市町から【警戒レベル3】高齢者等避難が発令された場合、高齢者や障害のある人等、避難を完了させるまでに時間を要する住民については、その避難支援者とともに、災害が発生する前までに避難を完了できるよう、必要な避難行動を取る。

また、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや、浸水しやすい局所的に低い土地等、早めの避難が望ましい場所に居住する住民についても、自主的な避難を開始する。

上記以外の住民についても、飲料水・食料や衣類、貴重品、日用品等の非常持ち出し品を準備するなど、速やかに避難行動を起こせるよう備える。

(3) 【警戒レベル4】避難指示発令時の対応

自らが居住等する地域に市町から【警戒レベル4】避難指示が発令された場合、居住者等は危険な場所から全員避難し、災害が発生する前までに避難行動を完了する。

具体的にとるべき避難行動は、立ち退き避難を基本とするが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できることが確認できれば、自らの判断で垂直避難等により安全を確保する。

(4) 【警戒レベル5】緊急安全確保発令時の対応

自ら居住等する地域に市町から【警戒レベル5】緊急安全確保が発令される状況において、未だ必要な避難行動が完了していない場合は、避難経路が浸水している等、指定緊急避難場所等への立ち退き避難が安全にできない可能性があるため、自宅等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動するなど、その時点において自らがいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する。

ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町長から必ず発令されるものではなく、また、本行動は避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。そのため、このような状況に至る前の段階で、必要な避難行動を完了していることが前提であることから、【警戒レベル3】高齢者等避難や【警戒レベル4】避難指示が発令されたタイミングで必ず避難できるよう、常に備えておく。

2 災害に関する現場情報の報告

市町からの避難指示等が発令されていない場合において、周辺の河川・海岸保全施設や急傾斜地等に異変が生じ、災害が発生する危険を認知した場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難するよう努める。

3 被害情報等の提供

人的被害や人家等の建物被害を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報する。
また、道路等の公共施設における被害を発見した場合は、市町や施設管理者への報告に努める。

第3章 避難誘導體制の確保

第1節 避難所の確保及び早期避難の促進(接近3)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班）
社会基盤対策部隊（公共土木対策班）

第1項 活動方針

- 市町が適切に避難指示等を発令するための助言等を行い、市町の避難情報を集約するとともに、県内で大規模な被害の発生が危惧される台風等の接近が予想される時には、必要に応じ、市町の早期・広域避難を支援する体制を確保する。
- 早期・広域避難の実施体制および市町から避難所指定を受けている県有施設における受入体制整備について検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
市町避難情報の収集・とりまとめ	総括部隊 (情報班)	県災対本部設置後	・避難所開設等情報(市町)
市町に対する避難指示等の判断支援	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	県災対本部設置後	・雨量、水位、土砂関連情報等(気象庁、県土整備部)
避難所指定県有施設での避難所開設	各施設管理者	所在市町で高齢者等避難等発令後	・高齢者等避難等(市町)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 市町避難情報の収集・とりまとめ(総括部隊<情報班>)

県災対本部が設置された場合、総括部隊(情報班)は、地方部又は緊急派遣チームを通じ、速やかに市町の避難指示等発令状況、避難所開設及び避難者情報等を収集する。

市町避難情報の収集は、県防災情報システムによることを原則とし、内容をとりまとめ、三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」や報道機関等を通じて公表する。

2 市町に対する避難指示等の判断支援(総括部隊<総括班>)

(1) 避難判断情報等の提供(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>)

社会基盤対策部隊(公共土木対策班)は、市町が避難指示等を判断するための情報として、雨量観測所の観測データや県管理河川の水位情報、大雨警報(土砂災害)の危険度分布等を三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」や「三重県川の防災情報」、「三重県土砂災害情報提供システム」等のインターネットホームページを利用して提供する。

(2) 避難に関する助言(総括部隊<総括班>、社会基盤対策部隊<公共土木対策班>)

総括部隊(総括班)および社会基盤対策部隊(公共土木対策班)は、河川氾濫や土砂災害の危険性が高まったと認める場合は、該当市町に対しその旨を通知し、当該市町が適切に避難指示等を発令できるよう必要な助言を行う。

3 避難所指定県有施設の避難所開設・避難者受入(各施設管理者)

市町の避難所に指定されている施設の管理者は、市町から避難所の開設および避難者受入の要請があった場合には、それに協力する。

4 他の都道府県の市町村への広域避難の受入協議(総括部隊<対策班>)

災害が発生するおそれがある場合において、地方部を通じて、市町から他の都道府県の市町村への避難者の受入れについて、当該都道府県の市町村が所在する県との協議を求められた場合、災害対策基本法第61条の5に基づき、当該都道府県に対して被災者の受入れについて協議するとともに、その旨を内閣総理大臣に報告する。

また、当該都道府県の市町村が被災者の受け入れを決定したとの報告を受けたときは、その旨を要求があった市町へ報告するとともに、内閣総理大臣へ報告する。

5 避難者の大規模移送支援(総括部隊<対策班>)

災害が発生するおそれがある場合において、地方部を通じて、市町から大規模な避難者移送の要請を受けたとき等は、災害時における緊急・救援輸送に関する協定に基づき、(公社)三重県バス協会の協力を得るなどにより、避難者の移送を支援する。

【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】

1 住民の早期避難に向けた支援

災害の発生が差し迫った状況下や、夜間における避難は危険が伴うことから、住民等が余裕を持って安全に避難できるよう、状況に応じた早期の避難を促すための対策を講じる必要がある。

よって、避難所開設の準備や、避難指示等、避難情報の発令の判断などが迅速かつ効率的に実施できるよう、市町の防災・減災活動に資する行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「緊急派遣チームの派遣判断」(総括部隊)
- ・「災害情報の分析(ゼロ・アワーの設定)」(総括部隊)
- ・「SNS及び防災アプリを活用した県民への防災気象情報の提供」(総括部隊)

2 避難所指定されている県有施設の事前対策の確認

避難所の指定や開設の要否の判断は主に市町の役割となるが、各市町の避難所に指定されている県有施設について、避難所の開設が想定される場合における事前対策の確認を行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「避難所指定県有施設の事前対策の確認」(被災者支援部隊ほか)
- ・「避難が必要な要配慮者関連施設利用者の受入調整支援」(被災者支援部隊)

■市町が実施する対策

1 避難の実施

(1) 避難実施体制の確立

市町は、災害発生の危険等が予測される地域に対し、速やかに避難指示等を発令できるよう、雨量や河川水位情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を監視し、避難実施等を判断するための体制を確立する。

(2) 避難所の開設

〔警戒レベル3〕高齢者等避難、〔警戒レベル4〕避難指示、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を発令する必要が生じた場合等は、あらかじめ指定されている避難所について、各避難所の避難所運営マニュアルに沿って速やかに避難所を開設するとともに、住民等に周知を図る。

また、避難所を開設したときは、以下の事項についてただちに県に報告する。

- ① 避難の種類（自主避難、〔警戒レベル3〕高齢者等避難、〔警戒レベル4〕避難指示、〔警戒レベル5〕緊急安全確保）
- ② 避難所開設の日時及び場所
- ③ 箇所数及び収容人員

(3) 避難情報の発令

市町は、雨量や河川水位情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を確認し、あらかじめ定める避難指示等判断基準に達した場合は、災害発生の危険のある地域に対し、速やかに〔警戒レベル3〕高齢者等避難、〔警戒レベル4〕避難指示、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を発令するとともに、その旨を県に報告する。

住民等への情報伝達にあたっては、次の項目から必要な情報を明示して行い、同報無線や緊急速報メール、広報車、Lアラート、県災対本部を通じた放送関係機関への放送要請等を用い、住民等に対する避難情報の周知を図る。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難場所
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項等

また、災害発生が差し迫った状況ではない場合でも、気象台の発表する気象予測等により今後の大雨等が予測され、夜間避難など、避難指示等の判断基準に達してから避難を開始すると避難活動が困難になると予想される場合などは、避難行動をとりやすい時間帯における早期の避難所開設や、高齢者等避難の発令等を検討する。

(4) 避難行動の周知及び支援

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で、上階への移動や高層階に留まる等により、計画的に身の安全を確保することについても、住民等に周知を図る。

また、避難所への避難は避難者の自力避難を原則とするが、避難者が自力で避難できないなどの場合は、市町が手配した車両、船舶等を用いて避難を行う。

2 広域避難の実施

災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を同一市町内の避難所とすることが困難であり、かつ、避難者の生命又は身体を災害から保護するため当該避難者を一

定期間他の市町に滞在させる必要があるときは、災害対策基本法第61条の4に基づき、その受入れについて避難先の市町と協議する。

なお、避難者の受入れを他の都道府県の市町村へ要請する必要がある場合は、災害対策基本法第61条の5に基づき、避難先の市町村が所在する都道府県との協議を県に要求する。

3 避難者の大規模移送の要請

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、市町において措置できないときは、市町は県災対本部に避難者移送の要請をする。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 避難の実施体制
- (2) [警戒レベル3] 高齢者等避難、[警戒レベル4] 避難指示、[警戒レベル5] 緊急安全確保避難の実施方法
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 住民等への避難情報の広報（放送機関）

市町からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民への避難情報の広報に協力する。

■県民が実施する対策

1 避難指示等発令時の行動

県民は、市町が発令する警戒レベルを付された避難指示等の意味を理解し、また、洪水ハザードマップや土砂災害警戒区域マップ等により、あらかじめ自らの居住等をする地域で災害が発生した場合の想定を把握し、どのような段階でどのような避難行動（公設避難場所や屋内の安全な場所への避難等）をとるべきかを把握しておき、避難指示等が発令された場合は、速やかに避難を行うなど、身の安全を守る措置をとるよう努める。

第2節 避難行動要支援者・要配慮者の保護 (接近4)

【主担当部隊】：被災者支援部隊（避難者支援班）

第1項 活動方針

- 避難行動要支援者・要配慮者の避難状況を把握するとともに、避難が必要な要配慮者施設の利用者の他施設への受入要請や、市町を越えた福祉避難所等への受入等の調整を図る。
- 市町の実施する避難行動要支援者の避難支援体制について、検討を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(部隊)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難行動要支援者・要配慮者の避難状況の把握	被災者支援部隊(避難者支援班)	県災対本部設置後速やかに	・避難行動要支援者・要配慮者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況 (市町、要配慮者関連施設)
要配慮者施設利用者の受入調整支援	被災者支援部隊(避難者支援班)	要配慮者に必要な災害応急対策情報等を入手後速やかに	・要配慮者への支援に資する情報 (関係部隊、市町、防災関係機関)
市町を越えた福祉避難所等への受入調整	被災者支援部隊(避難者支援班)	市町からの要請があった場合等	・要配慮者への支援に資する情報 (関係部隊、市町、防災関係機関)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

- 1 避難行動要支援者・要配慮者の避難状況の把握・受入調整等(被災者支援部隊<避難者支援班>)
 - (1) 避難行動要支援者の避難状況の把握
県は、市町を通じ、避難行動要支援者の避難情報を収集する。
 - (2) 要配慮者施設利用者の受入調整支援
避難が必要な要配慮者施設利用者について、必要に応じ他施設での受入要請を行う。
 - (3) 市町を越えた福祉避難所等への受入調整
市町を越えて、要配慮者を、福祉避難所等へ入所させる必要がある場合は、市町・社会福祉施設と連携して受入等の調整を行う。

【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】

1 避難行動要支援者への情報伝達・早期避難支援体制

避難行動に時間を要するおそれのある避難行動要支援者については、特に早い段階で避難を実施し、安全を確保することが求められることから、早期避難を促すための多様な手段を用いた情報伝達等を効果的に進めるための県の支援について、行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「避難行動要支援者の避難状況の把握」（被災者支援部隊）

■市町が実施する対策

1 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難行動要支援者の避難行動支援

[警戒レベル3] 高齢者等避難等を発令した場合、避難行動に支障をきたす避難行動要支援者がいる場合は、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動支援等を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 避難行動要支援者の避難行動支援
- (2) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 住民等への避難情報の広報（報道機関）

市町からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた報道機関は、当該地域住民への避難情報の広報に協力する。

2 要配慮者の避難受入（社会福祉施設等）

要配慮者の避難について、受入の要請があった場合は、可能な範囲で受け入れに努める。

■県民が実施する対策

1 地域住民等による取り組み

地域住民や自治会、自主防災組織等は、市町、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用する等して地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保および避難行動要支援者の避難行動の支援に努める。

また、各市町及び各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2 避難行動要支援者及び保護責任者の対策

避難行動要支援者及び避難支援等関係者は、個別避難計画等により地域住民等の協力を積極的に求め、その安全を確保する。

第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保（接近5）

【主担当部隊】：被災者支援部隊（教育対策班）

第1項 活動方針

- 大雨・暴風等による風水害被害等の発生のおそれがある場合において、学校・園における児童生徒等の保護および登下校や保護者への引き渡し等に際し、安全の確保を図る。
- 風雨等が強まる前の段階において、休校を判断するなど、児童生徒等の事前の安全確保対策について検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
児童生徒等の安全確保	被災者支援部隊(教育対策班)	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報(気象台) ・通学路周辺の河川水位、 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布等(県土整備部等) ・公共交通機関の運行状況(交通機関等)
私立学校・園の管理者を対象とした対策	被災者支援部隊(教育対策班)	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報(気象台) ・通学路周辺の河川水位、 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布等(県土整備部等) ・公共交通機関の運行状況(交通機関等)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 児童生徒等の安全確保（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

(1) 情報の把握・情報提供

気象予報・警報等、児童生徒等の安全確保のために必要な情報を収集し、県立学校に対し、また市町等教育委員会を通じて公立小中学校等に対し、情報提供する。

2 私立学校・園の管理者を対象とした対策（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

県立学校に準じて児童生徒等の安全確保を講じるよう働きかける。

【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】

1 学校・園における児童生徒等の事前の安全確保にかかる対策

台風の接近が予想される場合等、気象警報が発表される前の段階において対応すべき、学校・園における児童生徒等の安全確保のために必要な情報収集や措置等について行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「休校措置状況等の把握・情報提供」（被災者支援部隊）
- ・「私立学校・園の管理者への安全確保の働きかけ」（被災者支援部隊）

■ 県立学校が実施する対策

1 児童生徒等の安全確保

(1) 休校措置の判断

県立学校の校長は、始業前に所在市町に暴風警報が発表される恐れがあるなど、登校に危険が予想される場合は、学校の防災計画に基づき速やかに休校の措置を行う。

また、始業後に暴風警報が発表され、時間の経過とともに危険が増すことが予想される場合は、下校時の安全を確認したうえで速やかに児童生徒等を下校させる。

(2) 休校措置の連絡

県立学校の教職員は、休校措置の実施を判断した場合、あらかじめ定められた方法により、保護者等に対し速やかかつ確実に措置の内容等を連絡する。

(3) 児童生徒等の下校・引き渡し

下校措置を実施する際は、保護者等に直接引き渡すなど、児童生徒等の安全確保に十分配慮する。

また、児童生徒等を下校させる場合は、通学路等の安全を確認し、できる限り集団で下校させるなどの安全確保対策を行う。

(4) 帰宅困難児童生徒等の保護

帰宅途中での浸水や交通機関の運行休止、保護者等の不在等により帰宅が困難な児童生徒等については、校内や避難場所などの安全な場所において保護する。

■ 市町が実施する対策

1 児童生徒等の安全確保

「〈県が実施する対策〉 1 児童生徒等の安全確保」及び「〈県立学校が実施する対策〉 1 児童生徒等の安全確保」に準じる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 児童生徒等の安全確保
- (2) 休校・園措置の実施
- (3) その他必要な事項

第4章 災害未然防止活動

第1節 公共施設等の災害未然防止体制の確保（接近6）

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班、水道・工業用水道班）

第1項 活動方針

- 県管理公共施設等の安全確保・被害情報収集体制を確立する。
- 県有施設、県管理道路および上下水道・工業用水道施設（県管理）の台風接近前の被害防止体制を検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(部隊)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
公共施設等の安全確保対策	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班、水道・工業用水道班)	台風発生後速やかに	・台風、気象情報等(气象台) ・施設の危険箇所等(施設管理者)
公共施設等の被害情報等の収集	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班、水道・工業用水道班)	災害対策本部設置後速やかに (大雨警報等発表後)	・施設の被害情報等(施設管理者)
ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の操作	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)	雨量、水位等の状況に応じて	・雨量、水位等情報(气象台、建設事務所等)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 道路施設の安全確保・被害情報等の収集（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

(1) 県管理道路における安全確保対策

県管理道路について、アンダーパス等浸水時における通行止や、大雨時危険区間の雨量規制及び通行規制による安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報等の収集

県管理道路における通行規制や被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

また、緊急輸送道路の確保に必要な高速道路、国道、市町管理道路等についても、通行規制や

被災状況等の情報を収集する。

2 港湾施設及び海岸保全施設の安全確保・被害情報等の収集（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

(1) 県管理港湾施設及び海岸保全施設における安全確保対策

県管理港湾施設及び海岸保全施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報等の収集

県管理港湾施設及び海岸保全施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

3 漁港施設及び農地・漁港海岸保全施設の安全確保・被害情報等の収集（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 県管理漁港施設及び農地・漁港海岸保全施設における安全確保対策

県管理漁港施設及び農地・漁港海岸保全施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報等の収集

県管理漁港施設及び農地・漁港海岸保全施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

4 下水道施設（県管理）の安全確保・被害情報等の収集（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

(1) 下水道施設における安全確保対策

下水道施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報等の収集

下水道施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

5 水道施設（県管理）の安全確保・被害情報等の収集（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

(1) 水道施設における安全確保対策

水道施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報等の収集

水道施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

6 工業用水道施設（県管理）の安全確保・被害情報等の収集（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

(1) 工業用水道施設における安全確保対策

工業用水道施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報等の収集

工業用水道施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

7 ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の操作（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）

ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の管理者（操作責任者）は、雨量や水位の変動を監視し、

必要に応じて適切な門扉開閉等の操作を行う。

また、操作に伴い放流を行う場合は、あらかじめ定める関係市町や機関等に対し、必要な事項を通知するとともに、住民に周知する等の措置を講じる。

【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】

1 タイムライン発動に伴う被害未然防止・安全確保対策

タイムライン発動に伴い、台風接近前までのリードタイムを生かした各運用主体が管理する公共施設で行うべき被害未然防止対策や関係施設への安全確保対策に資する行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「台風接近に伴う中止または延期するイベントの検討」(全部隊)
- ・「県有施設における被害未然防止対策の依頼」(全部隊)
- ・「関係施設への安全確保の周知依頼」(全部隊)

2 道路の要注意箇所・区域等の事前対策

河川氾濫や土砂災害による通行支障が生じることが想定される道路や内水氾濫による冠水が想定されるアンダーパス等について、発災前の点検や応急措置を行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「道路の要注意箇所(アンダーパス等)・区域等の事前点検」(社会基盤対策部隊)

3 社会基盤施設の被災箇所確認・応急対策

災害発生に備え、被災箇所の確認や応急補修、通行止め等の応急対策を迅速に行うための事前の準備体制について、行動項目として整理している。

また、応急対策に必要な資機材等の事前の在庫確認や調達のあるり方について、行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「施設被災状況確認の体制準備・資機材の在庫確認」(社会基盤対策部隊)

4 水道・下水道・工業用水道施設(県管理)の要注意箇所等の台風接近前対策

台風接近前のパトロールにより、各施設の異常の有無を確認し、必要に応じて防災対策等を行う体制などについて行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「水道・下水道・工業用水道施設(県管理)の台風接近前対策」(社会基盤対策部隊)

5 ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の事前対策

災害発生に備え、ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の正常な動作を担保するための事前点検・確認体制等について、行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「ダム・せき・水門・樋門・排水機場の事前対策」(社会基盤対策部隊)

6 施工中工事現場等での安全確保対策

県が実施する施工中の建設工事現場等において、大雨や暴風による作業員や構造物等の被害を防止するため、現場作業の中断や構造物の被害防止等、事前の安全確保対策について行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「施工中工事現場等での安全確保対策」(社会基盤対策部隊)

■市町が実施する対策

1 公共土木施設等にかかる災害未然防止活動

(1) 市町管理道路

「<県が実施する対策> 1 道路施設の安全確保・被害情報等の収集」に準ずる。

(2) 市町管理漁港施設及び漁港海岸保全施設

「<県が実施する対策> 3 漁港施設及び農地・漁港海岸保全施設の安全確保・被害情報等の収集」に準ずる。

(3) 下水道施設(市町管理)

「<県が実施する対策> 4 下水道施設(県管理)の安全確保・被害情報等の収集」に準ずる。

(4) 上水道施設(市町管理)

「<県が実施する対策> 5 水道(県管理)施設の安全確保・被害情報等の収集」に準ずる。

(5) 市町管理せき・水門・樋門・排水機場等

「<県が実施する対策> 7 ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の操作」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 公共土木施設等にかかる災害未然防止活動

(2) その他必要な事項

第2節 水防活動体制の確保(接近7)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班）

第1項 活動方針

- 気象・水象等に関する予報・警報等に基づき、速やかに水防活動を実施する体制を確立する。
- 雨量計、水位計等の動作状況を、事前に確認する体制について検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
水防活動の実施	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	気象等に関する注意報・警報・特別警報の発表後速やかに	・雨量情報、水位情報(気象台、建設事務所等)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 水防活動の実施（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>）

(1) 水防活動実施のための人員配備

気象台から気象等に関する注意報、警報の発表があった場合、その他水防本部長又は支部長が特に必要と認めて指示した場合、水防本部及び支部は、三重県水防計画の定めるところにより、水防活動を実施するための人員配備を行い、水防体制に入る。

(2) 水防活動の実施

水防体制の配備を行った場合、水防本部及び支部は、以下の水防活動を行う。

- ① 気象等に関する予報及び警報の受理、判断と連絡
- ② 気象情報の収集と連絡
- ③ 雨量、水位、流量、潮位、波高記録の収集
- ④ 水防警報、同解除の指令（知事指定の区域）
- ⑤ 洪水予報、水防警報、同解除の受理と通報（国土交通大臣指定の区域）
- ⑥ 水防報告のとりまとめ
- ⑦ 被害報告のとりまとめと公表
- ⑧ 水防活動の技術指導
- ⑨ 水防活動の現地応援
- ⑩ 水防資材の調達と輸送
- ⑪ 高潮等の予報通報
- ⑫ 避難立退指示の発動 など

【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】

1 雨量計・水位計の動作状況の事前確認等

水防活動における重要な指標となる雨量情報、河川水位情報を正確に計測するため、県が管理する雨量計・水位計の動作状況等、事前の確認体制について行動項目として整理している。

【主な行動項目】

・「雨量計・水位計の動作状況の事前確認」(社会基盤対策部隊)

■市町が実施する対策

1 水防活動の実施

(1) 巡視

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

(2) 非常警戒

水防管理者は、水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 水防活動の実施

(2) その他必要な事項

第3節 県民・企業等による安全確保(接近8)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班、広聴広報班）

第1項 活動方針

- 県民や企業が、自らの判断で風水害からの安全確保対策を講じ、適切な避難行動をとることができるよう、HPやメール等による気象情報等の提供を行う。
- 台風情報や気象予警報情報と合わせて、気象情報や避難判断情報等の活用情報等を県民等に提供し、自らを守るための事前の防災行動の実施を促進する対策を検討する

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
「みえ防災ナビ」および「メール配信サービス」による災害情報等の提供・伝達	総括部隊(情報班、広聴広報班)	台風発生後速やかに	・台風情報、気象予警報等(気象台)
報道機関に対する避難・被害情報等の提供	総括部隊(広聴広報班)	県災対本部設置後	・避難情報、被害情報等(市町、関係防災機関)
Lアラート(災害情報共有システム)を活用した情報提供	総括部隊(情報班)	県災対本部設置後	・避難情報、被害情報等(市町、関係防災機関)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 「防災みえ.jp」ホームページ、「メール配信サービス」及びSNS・防災アプリ等による災害情報等の提供・伝達（総括部隊〈情報班、広聴広報班〉）

(1) 「防災みえ.jp」ホームページでの災害情報等の提供

県民・企業等が災害情報を確認し、自らの防災行動や適切な避難行動へ活用することを促進するため、三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」ホームページ(<https://www.bosaimie.jp>)により、三重県に関する気象情報や被害情報、避難情報等の情報を提供する。

① 気象情報の提供

県民等が防災対策に活用するための参考情報として、気象庁及び一般財団法人日本気象協会が提供する情報をもとに、気象情報の提供を行う。

- 県内主要都市の天気予報
- 三重県および隣接県における警報・注意報の発表状況
- 台風の予想進路、暴風域に入る確率
- 気象衛星画像
- 市町ごとの観測地点別雨量・河川水位情報

- 県内主要地点における波高および潮位
- 県内雷情報
- 県内土砂災害警戒情報 など

② 災害情報の提供

県災対本部でとりまとめた情報をもとに、県内の避難情報や被害情報等の提供を行う。

- 県内災害対策本部設置状況
- 県内市町での避難指示等発令状況
- 県内市町での避難所設置等状況
- 被害状況 など

③ その他の情報の提供

市町や防災関係機関等のホームページのリンクなどにより、各市町避難所一覧や洪水等ハザードマップ、道路・交通情報、ライフライン情報等を提供する。

(2) 「メール配信サービス」による情報提供

県民・企業等が災害情報を確認し、自らの防災行動へ活用することを促進するため、あらかじめ登録を行った県民等を対象に、「メール配信サービス」により気象情報等を提供する。

① 気象警報・注意報

- 気象警報（特別警報含む）
- 気象注意報
- 土砂災害警戒情報
- 記録的短時間大雨情報
- 竜巻注意情報

② 台風情報

③ 避難所情報

④ 避難情報

⑤ 河川水位に関する情報 など

(3) SNS等による情報提供

県民・企業等が災害情報を確認し、自らの防災行動へ活用することを促進するため、あらかじめ登録を行った県民等を対象に、SNS等により気象情報や避難に必要な情報等を提供する。

①気象警報・注意報

②台風情報

③避難指示等の発令状況

④避難行動等の県民が取るべき行動に関する情報 など

2 報道機関に対する避難・被害情報等の提供（総括部隊＜広聴広報班＞）

県災対本部を設置した場合は、県内市町等から収集した避難情報、被害情報等を報道機関に提供し、報道機関を通じた県民・企業等への災害情報の提供を図る。

3 Lアラート（災害情報共有システム）を活用した情報提供（総括部隊＜情報班＞）

災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤である「Lアラート（災害情報共有システム）」を活用し、テレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の多様なメディアを通じた住民への情報提供を図る。

【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】

① 「防災みえ. j p」や「SNS (X (エックス)・LINE (ライン))」及び「みえ防災ナビ」を活用した防災気象情報の提供など

台風情報や気象情報等の防災気象情報について、県民に注意喚起し早期の避難行動を促すため、「防災みえ. j p」や「SNS (X (エックス)・LINE (ライン))」及び「みえ防災ナビ」を活用して情報発信する行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「防災情報プラットフォームの運用」(総括部隊<情報班>)
- ・「SNS (X (エックス)・LINE (ライン))」及び「みえ防災ナビ」を活用した県民への防災気象情報の提供」(総括部隊<情報班>)

■市町が実施する対策

1 洪水及び高潮ハザードマップ、避難所等の情報の提供

住民・企業等が、自らの防災行動や適切な避難行動等の判断材料としての活用を図るため、市町ホームページや防災パンフレット等により、市町内の洪水及び高潮時の浸水箇所等を示したハザードマップや、風水害被害等が発生した場合に避難をするための避難所情報等を提供する。

2 避難指示等の伝達・報告

市町において、[警戒レベル3] 高齢者等避難、[警戒レベル4] 避難指示、[警戒レベル5] 緊急安全確保を発令する場合は、防災行政無線、緊急速報メールや報道機関への情報提供等、様々な手段を用いて住民等への伝達を行う。

また、これらの避難情報を発令した場合は、速やかに県災対本部へ報告を行う。

3 被害情報等の報告

市町内で災害による被害等が生じた場合は、速やかに県に対し報告を行う。

また、市町ホームページ等において、被害状況の公表に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 避難情報、被害情報等の住民への提供
- (2) その他必要な事項

■企業・事業所が実施する対策

1 企業・事業所の安全確保対策

台風等の接近が予想される場合は、事業所内の施設や設置物等の固定状況など、危険個所の点検・補修等を行うとともに、鉢植えや立て看板等の配置物の収納など、安全確保対策を講じる。

2 従業員の安全確保対策

台風や大雨の影響により、道路の冠水や公共交通機関の運行休止等で従業員の通勤困難、帰宅困難等が生じるおそれがある時は、業務を休止し従業員を自宅待機させる等の措置による安全確保対策を検討する。

また、帰宅困難となった従業員対策として、必要に応じ食料や毛布等の確保に努める。

■地域・県民が実施する対策

1 避難所運営への協力

市町から要請があった場合は、自治会、自主防災組織等は、避難所運営マニュアルに基づき速やかに避難所を開設するとともに、主体的に運営・管理を行う。

2 自宅の安全対策

台風等の接近が予想される場合は、自宅敷地内の施設や設置物等の固定状況など、危険個所の点検・補修等を行うとともに、鉢植え等の配置物を収納するなど、安全確保対策を講じる。

3 適切な避難行動の実施

県民は、自宅や勤務場所、通学場所等で発生しうる洪水や土砂災害等の様相や、災害発生時の避難場所、気象台が発表する気象情報や予警報、市町が発令する警戒レベルを付された避難指示等の避難情報の意味をあらかじめ十分に理解しておく。

また、台風や大雨の影響が懸念される場合は、テレビやラジオ、三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」や「メール配信サービス」等で最新の気象情報等を把握し、市町から避難判断情報が発令された場合は、自らの判断で速やかに適切な避難行動をとるよう努める。

4 危険な行動の自粛

台風に伴う自宅等の風雨対策については、なるべく早めに行うものとし、風雨が強まってからの作業は不慮の事故を招くため、これを自粛する。

また、特に農業及び漁業従事者等においては、台風の影響が強まってから農地・農業用施設、漁業用施設等を見回りに行き、水路や海等に転落して命を落とすような事故が多発していることから、台風が通過し安全な状況になるまでは見回りを控えるなど、危険な行動を自粛する。